平成29年度(2017)

研究紀要 第十九輯

社会的包摂と人権課題(3)

母子世帯の貧困

地域で共に暮らす「生活者としての外国人」

災害と障がいのある人たち

一障害者の権利条約第11条「リスク状況および人道上 の緊急事態」に求められる措置の視点から 一

働く人の人権とワークライフバランス

― ワークとライフの二項対立を超えて ―

公益財団法人兵庫県人権啓発協会

第十九輯 刊行にあたって

兵庫県では、人権尊重の理念に関して、県民の理解を深めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、すべての県民がお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現と「人権文化」の形成を目指して、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進めてきました。

しかし、県民の人権意識は、平成 25 年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果にみられるように、人権尊重の理念に対する正しい理解は進んできているものの、それが態度や行動に結びつくという点では、いまだ十分とはいえない状況が依然としてあります。また、県民の人権に対する考え方が多様化していることも明らかになりました。

当協会では、上記の「人権に関する県民意識調査」の結果の分析を踏まえ、平成 27 年度からソーシャル・インクルージョンの考え方に基づいた、研究を継続・深化させてきました。本年度は、これらの成果を継承し、「社会的包摂と人権課題」を共通テーマとして、具体的な諸課題を掘り下げるとともに、新たな観点からの考察を加味し、研究紀要にまとめました。女性の人権では「母子世帯の貧困」、外国人の人権では「地域で共に暮らす『生活者としての外国人』」、災害と人権では「災害と障がいのある人たち 一障害者の権利条約 11 条『リスク状況および人道上の緊急事態』に求められる措置の視点から一」、働く人の人権では「働く人の人権とワーク・ライフ・バランス 一ワークとライフの二項対立を超えて一」を各研究論文としてまとめ、現状の諸課題に関するさらなる考察の深化と、最新の知識・知見に基づいた情報を提供できるように努めました。読者の皆さまには、これからの人権教育及び人権啓発を進める上で参考にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、この研究紀要第十九輯の刊行にあたり、ご多用の中、研究推進委員会におきましてご協議いただきました委員の皆さま、並びに研究論文をご執筆いただきました先生方に心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

公益財団法人 兵庫県人権啓発協会

研究紀要第十九輯 目 次

社会的包摂と人権課題(3)

母	子	世	帯	の	貧	困	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	田	宮		遊-	子		3
地	域	で	共	に	暮	Ġ	す	Γ	生	活	者	ځ	し	て	の	外	国	人	.]	•	•	•	•	酒	井	:	滋 -	子		27
災	•		障	害	者	の	権	利	条	た約求	11						-										茂加	進		49
働										ラの							え	て	·	- •	•	•	•	上	林	;	憲加	雄		81
あ	٤	が	き	•	•	•	• •	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	野	津		隆	志		104
研	究	推	進	委	員会	会及	支て	ド幸	丸筆	医者	紹	介	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	107

社会的包摂と人権課題(3)

母子世帯の貧困

		田宮	遊子
はじめに・		• • • •	• • 4
第1章 日	母子世帯の特徴・・・・・・・・・・・・	• • • •	• • 4
第1節	世帯数		
第2節	配偶関係		
第3節	三世代同居母子世帯		
第2章 母	母子世帯の貧困率・・・・・・・・・・・	• • • •	• • 8
第1節	絶対的貧困		
第2節	相対的貧困		
第3節	母子世帯の貧困		
第3章 任	上事と育児の両立の失敗と貧困・・・・・・		13
第1節	仕事と育児の両立をめぐる葛藤		
第2節	非正規雇用		
第3節	育児時間と労働時間		
第4章 苍	上会保障制度と貧困率の関係・・・・・・・	• • •	• 16
第1節	社会保障制度の貧困削減効果		
第2節	母子世帯を対象とした所得保障制度		
第5章 日	母子世帯を対象とした就業支援策・・・・・・	• • •	21
第1節	就業支援策の内容		
第2節	就業支援策の効果		
おわりに・			23

はじめに

母子世帯の貧困は、近年新たに生じた社会問題なのだろうか。1990年代末のアジア通貨危機と2000年代末のリーマンショックという世界規模の景気後退期において、注目を集めた社会問題をおおまかに振り返れば、1990年代後半以降に所得格差論争が起こり、フリーターやニートなど若者の雇用問題が注目された。政策的には、ホームレス、母子世帯、生活保護受給者に対する、所得保障から就労支援へのシフト、あるいは、政策領域の拡大を意図した一連の政策転換があった。そして、2000年代半ば以降に入り、貧困に関する問題が広く議論されるに至る。これまで研究者による推計がおこなわれていた相対的貧困率を、2012年には、政府推計値が公表されるに至った。

「一億総中流」と表現されたそれまでの日本では、格差や貧困問題は、乗り越えたものとみられていたが、社会全体が不平等や貧困の存在を認識するようになるなか、本稿のテーマである日本の母子世帯の貧困も社会問題化した。しかしながら、母子世帯の貧困は 21 世紀になって新たに生じた問題ではなく、80年代においてすでにその貧困率は現在とかわらずに高い水準にあり、母子世帯の経済的困窮が解消された時代はなかったと言える。加えて、日本のひとり親世帯の相対的貧困率が先進諸国中できわめて高いという具体的な数値が示されたことは、母子世帯の貧困が再認識されるに至った契機となった。2000年代後半以降の変化は、忘れ去られていた母子世帯の貧困を日本社会が再発見したことにある。

本論文では、まず、深刻な状況にある母子世帯の貧困の実態とその背景を整理し、なぜ母子世帯が社会・経済的リスクにさらされやすいのか概説する。女性にとって、仕事と育児の両立に失敗することは、就業継続を断たれることを意味するが、シングルマザーにとっては、それが経済的リスクに直結する。さらには、低賃金長時間労働のしわ寄せが、育児時間の減少をもたらす。これに対して、子ども・女性の経済的リスクを軽減するためにどのような社会保障制度があり、それがどのように機能しているのか、その現状と課題をおさえる。

第1章 母子世帯の特徴

第1節 世帯数

ここではまず、母子世帯の定義を確認する。国勢調査では、「未婚、死別又は離別の女親と未婚の 20 歳未満の子供のみから成る世帯」、ならびに、「未婚、死別又は離別の女親とその未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員 (20 歳以上の子供を除く。) から成る世帯」との両世帯をあわせたものを母子世帯としている。前者は母子のみの世帯、後者は母子とその他の世帯員のいる世帯となる。また、厚生労働省が実施している「全国ひとり親世帯等調査」1では、「父のいない児童(満 20 歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母によって養育さ

れている世帯」を母子世帯としており、国勢調査の2種類の母子世帯を含む定義であり、両調査での母子世帯はほぼ同じ世帯をさしている²。なお、父子世帯は上述の母子世帯の定義にもとづき、親の性別をいれかえたものとなる。母子世帯と父子世帯をあわせて「ひとり親世帯」と呼ぶ場合もある。

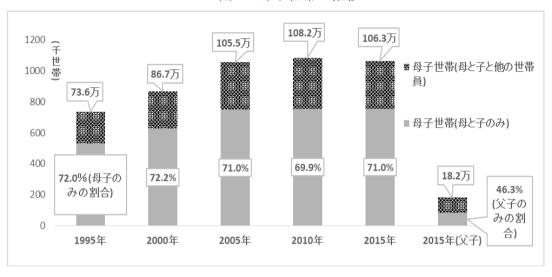


図1 母子世帯の推移

- 注:1)「母子世帯(母と子のみ)」とは、「国勢調査」の「女親と子供から成る世帯」のうち、 「未婚、死別 又は離別の女親と未婚の 20 歳未満の子供のみから成る世帯」。
 - 2)「母子世帯(母と子と他の世帯員)」とは、「未婚、死別又は離別の女親とその未婚の 20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る世帯」。

出所:総務省統計局(2014)、「表 13-7」、「表 13-10」、「国勢調査」(各年)より作成。

次に、母子世帯の数の推移をみていこう(図 1)。母子世帯数は増加傾向にあり、1995 年に約74万世帯だったのが、2010年には108万世帯と過去20年間のうち最大世帯数となり、2015年には約106万世帯とわずかに減少している。その世帯数は、20年間で約1.4倍となっている。父子世帯は2015年に18.2万人と、同年のひとり親世帯の約15%であり、ひとり親世帯では母子世帯が多数を占めている。

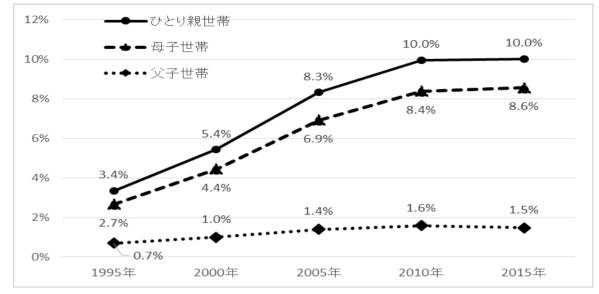


図2 20歳未満の子供がいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合

出所:総務省統計局「国勢調査」(各年)より作成。

図2は、未成年の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯はどの程度の割合を占めているのかを示している。1995年では、ひとり親世帯全体の割合は約3%ときわめて少数にとどまっていたが、2010年以降は10%に達しており、増加傾向にある。

ただし、他の先進諸国と比較すると、日本のひとり親世帯の割合は依然として低位にとどまっている。各国の統計により定義は異なるが、例を挙げてみよう。アメリカでは 18 歳未満の子どもの 23%が母子世帯に属しており、また、イギリスでは、18 歳未満の子どものいる世帯のうちひとり親世帯は 25%と 4 分の 1 を占めている3。

第2節 配偶関係

母子世帯になった理由別にその割合をみると(図3)、離別が約8割と多数を占めている。 時系列変化をみると、死別母子世帯が減少傾向にあるのに対し、未婚母子世帯が増加傾向に ある。死別と未婚の割合は2005年段階で逆転し、それ以降、未婚が死別を上回っている。 国際的な動向からすれば、日本の未婚母子世帯の割合は低い。例えば、ひとり親世帯のうち、 未婚のひとり親世帯は、イギリス、ニュージーランドで46%、アメリカで43%と高い割合 を占めている4。日本では、法律婚を前提とした制度が多く、非嫡出子への相続差別が2013年の最高裁での違憲判決まで残存していたなど、法律的・制度的差別の存在が未婚母子世帯 の出現を抑え、総数としての母子世帯を低位にとどめてきた一つの要因となっていると考え られる。

■未 婚 ■離 別 □死.別 1995年 76.4% 17.1% 6.5% 2000年 79.4% 12.4% 8.2% 2005年 8.9% 9.7% 81.4% 2010年 80.6% 7.2% 12.2% 2015年 77.1% 6.3% 2015年(父子) 67.7% 13.7%

図3 母子世帯の配偶関係の推移(%)

出所:総務省統計局「国勢調査」(各年)より作成。

ところで、母子世帯の増加傾向に対する反応の一つに、「最近の人は我慢が足りない。簡単に離婚する」というものがある。女性のモラルの低下にこそ問題があるのであって、我慢して離婚しなければ、経済的な貧困とは無縁でいられた、という考えだ。

この点に関して、最高裁判所「2015年度司法統計年報」(表 1)から、離婚を申し立てた動機(主なもの 3 つ)を見てみよう。最も多いのは、「性格があわない」で、男性の 61%、女性の 41%が挙げている。男性が離婚を申し立てた理由は、「精神的に虐待する」(19%)、「家族親族と折り合いが悪い」(15%)、「異性関係」(15%)、「性的不一致」(13%)が続く。これに対して、女性側の場合、「生活費を渡さない」(28%)、「精神的に虐待する」(26%)、「暴力をふるう」(23%)、「異性関係」(18%)と、経済的・精神的・身体的暴力を受けていることが上位に並ぶ。夫婦間の関係が悪くとも、DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害に堪えてでも離婚を思いとどまることを求めるのは、女性自身にとっても、また、子どもにとっても健全なことではない。

衣 1 離婚を甲し並くだ期機(土なものるづを凹合)						
女性		男性				
性格があわない	41%	性格があわない	61%			
生活費を渡さない	28%	精神的に虐待する	19%			
精神的に虐待する	26%	家族親族と折り合いが悪い	15%			
暴力をふるう	23%	異性関係	15%			
異性関係	18%	性的不一致	13%			

表1 離婚を申し立てた動機(主なもの3つを回答)

出所:最高裁判所(2015)「司法統計年報」より作成。

第3節 三世代同居母子世帯

また、母子世帯に関して特徴的なのは、他の世帯員と同居する母子世帯の割合が高いことである。図1では、母子のみの世帯と、母子とその他の世帯員のいる世帯とに分けて母子世帯数を示しているが、母子のみの割合は約7割であり、その他の世帯員のいる世帯が約3割を占めている。母と子以外の世帯員で最も多いのは子どもの祖父母であるので、母子世帯に関しては三世代同居世帯が少なくないといえる。父子世帯についてもその割合が高く、約半数がその他の世帯員のいる世帯となっている。

ひとり親世帯で三世代同居世帯が増加していることは、核家族化している一般的な傾向と は逆の動きを示している。母子世帯では、収入、住居、育児などの諸資源の不足を親との同 居によって補っている可能性が示唆される。

以上のように、母子世帯は増加傾向にあることをみてきたが、母子世帯が増加していること自体が問題なのではない。以下でみるように、母子世帯が社会経済的なリスクにさらされ やすいということこそが問題であることを、まず確認しておく必要がある。

第2章 母子世帯の貧困率

第1節 絶対的貧困

ここでは、母子世帯の貧困の状況をみていく。まず、貧困をどのような方法で測定することができるのか整理しよう。

世界銀行は、1 日 1.9 ドル未満で暮らしている人を「極度の貧困層」と定義づけ、その数を推計している。それによれば、2013 年時点で、7 億 6700 万人、世界の人口の 10.7%が極度の貧困状態にある。これは「1 日 1.9 ドル未満」という絶対的な基準を貧困の尺度にした考え方である。この基準を当てはめたとしたら、日本にはどの程度の貧困層が存在しているだろうか。日本でこの定義に近い極度の貧困層にあたるのが、ホームレス状態にある人々であろう。厚生労働省の 2016 年「ホームレスの実態に関する全国調査」によれば、全国で 6235人のホームレスが確認されている。2 万人に 1 人が貧困状態にあるとするならば、日本で貧困はほとんどないことになる。

第2節 相対的貧困

こうした絶対的貧困基準に対して、ある社会の中で、他の人々と比べて経済的に困窮している人がどの程度存在しているのか、その数を量的に捉えようとする物差しとして、相対的 貧困基準がある。相対的貧困率は、貧困線を下回る所得しかない者が人口に占める割合を示 す。貧困線については、等価可処分所得を低い順に並べたときの中央値の 50%を貧困線と設定している。例えば、2015 年では等価可処分所得の中央値が 245 万円、貧困線が 122 万円であった5。

この貧困線にあたる所得額は、一人世帯であれば年間 122 万円、二人世帯で 173 万円、三人世帯で 211 万円、四人世帯で 244 万円となる。たとえば母子 3 人世帯で年所得 211 万円を下回れば貧困層となり、貧困線を下回る子どもをとりまく経済的な状況は深刻である。

これは、OECD (経済協力開発機構)が基準としている相対的貧困率の定義であり、厚生 労働省が発表している貧困率もこの定義を用いて推計している。例えば、相対的貧困率が 15.6%ということは、およそ 6 人に 1 人が貧困線を下回る所得水準にあることを意味してい る。

第3節 母子世帯の貧困

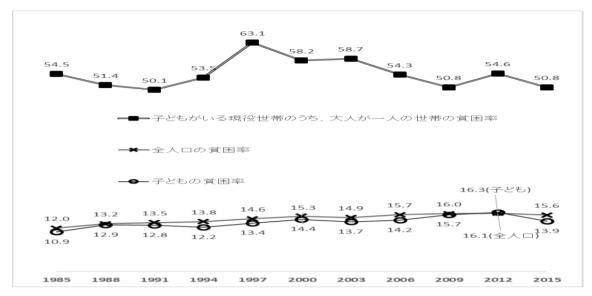
1. 相対的貧困率の推移

では、実際に相対的貧困率の推移をみていこう(図 4)。全人口の相対的貧困率はゆるやかに上昇傾向にあり、1985年の12.0%から、2012年は16.1%と最高値となり、2015年は15.6%と、前回調査から0.5ポイント低下した。

子どもの相対的貧困率は全人口の貧困率と同様に上昇傾向にあり、2012 年には 16.3%まで上昇した。子どもの貧困率は全人口の貧困率より低位にとどまっていたが、2012 年のみ子どもの貧困率が全人口の貧困率を上回った。最新の結果である 2015 年調査での子どもの貧困率は 13.9%と、前回調査から 2.4 ポイント低下した。

他方で、ひとり親世帯とほぼ同義である「子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率」は、全人口の貧困率や子どもの貧困率をはるかに上回り、50%台を推移している。1997年には63.1%と最高値であったが、その後は低下傾向にあり、2015年は50.8%と前回調査から3.8%ポイント低下した。ひとり親世帯の場合、2世帯に1世帯は経済的貧困に陥っているという深刻な状況にある。

図4 相対的貧困率の推移(%)



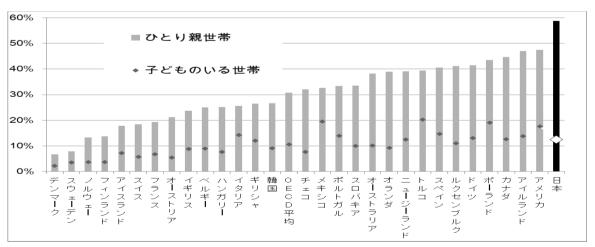
注:1)相対的貧困率とは、等価可処分所得の中央値の50%未満の者の割合。

2)大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは 世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

出所:厚生労働省「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況」、「表 10 貧困率の年次 推移」より作成。

2. 相対的貧困率の国際比較

図 5 子どものいる世帯の相対的貧困率(2000年代半ば)

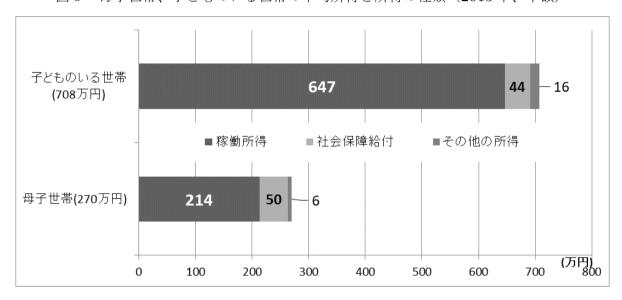


出所: OECD (2008), Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries, Figure 5.7 より作成。

相対的貧困率の推移をみたが、それらの水準は国際的にみて、高い水準であるのだろうか。 図 5 は、2000 年代半ばの子どものいる世帯の相対的貧困率を示している。日本の子どものいる世帯全体の貧困率は 12%で OECD 平均とほぼ同水準であるが、ひとり親世帯のそれは 59%と比較国中最悪の水準にあった。

3. 母子世帯の所得と貧困

図6 母子世帯、子どものいる世帯の平均所得と所得の種類(2015年、年額)



注:子どもとは、18歳未満の未婚の子どものこと。

出所:厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」より作成。

母子世帯の相対的貧困率がきわめて高い水準にあるが、母子世帯の収入源を子どものいる世帯全体と比較してみよう(図6)。母子世帯の平均所得は 270 万円と、子どものいる世帯全体の平均所得 708 万円の 4 割を下回る水準にとどまっている。最も重要な収入減が就労による収入であることは、母子世帯も子どものいる世帯全体も同じだが、母子世帯の稼働所得は 214 万円と子どものいる世帯全体の 3 分の 1 程度となっている。母子世帯では社会保障給付が 50 万円と、所得全体の 2 割を占めている。ただし、稼働所得と社会保障給付をあわせても所得は低位にとどまっており、貧困から脱するためには、両者の大幅な改善が必要となる。

4. 就労と貧困率の関係

子どものいる世帯を含めた稼働世代にとって、就労収入が最大の収入源であることはすで

にみた。実際、母子世帯の8割以上が就労している6。一般に、就労することは貧困率を引き下げ、もし就労収入を得られないならば、逆にそれが貧困に陥る主要因となる。

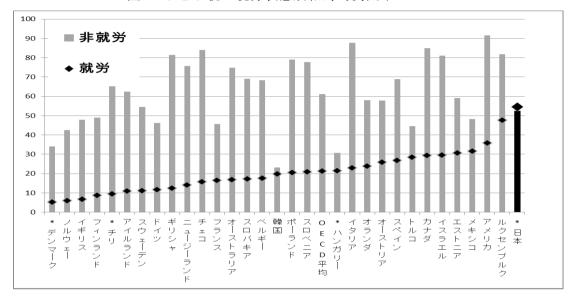


図7 ひとり親の就労状態別相対的貧困率

注:日本は2006年、デンマーク、ハンガリーは2007年、チリは2009年の数値。 出所:OECD (2012), OECD Family Database より作成。

ところが、日本の母子世帯にとって、就労が貧困から脱するための有効な手段とはなり得ていない実態がある。図7は、各国のひとり親の貧困率を、ひとり親の就労状態別に示している。OECD 平均でみると、就労していないひとり親世帯の貧困率は、就労している場合の3 倍にものぼる。ところが、日本では無業の場合と有業の場合とで貧困率の差がわずかであり、むしろ就労している場合に2ポイント貧困率が高くなっている。しかも、就労しているひとり親の貧困率は比較している30ヶ国中最も高い。このように、日本のひとり親世帯は、貧困率の水準が極めて高いだけでなく、親が就労しても貧困から抜け出せないという深刻な状況に置かれている。

母子世帯の多くが、就労しても経済的貧困から抜け出せない状態にあることをみてきたが、 実はこの問題は、夫婦と子どものいる世帯にも共通している。

各国において、世帯に稼ぎ手が一人の世帯は貧困に陥りやすく、逆に、共働き夫婦は、片働きの夫婦世帯よりも貧困に陥りにくい7。実際、夫婦の働き方別に子どもの貧困率をみると、夫婦ふたりとも有業であるときに、一人だけが有業である場合と比べて、貧困率は大幅に低下する(図8)。

ところが、日本においてその傾向は弱く、両者の貧困率にほとんど差がないという特徴を

もつ。図8の日本のデータをみると、片働き夫婦の子どもの貧困率は低く(11.6%)、OECD34 ヶ国平均(17%)を大きく下回るが、共働き夫婦の子どもの貧困率は、比較している34ヶ国中、メキシコ、ポーランドに次ぐ高い水準となっている(11.6%)。

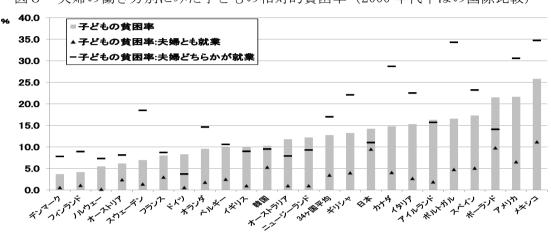


図8 夫婦の働き方別にみた子どもの相対的貧困率(2000年代半ばの国際比較)

出所: OECD (2011), Doing Better for Families. Table 5.1.のデータより作成。

これは、夫婦共働きをしても、妻の就労による収入が高くはないために、貧困防止に十分貢献できていないことを示している。二人目の稼ぎ手(主として女性)の収入が、とくに低所得世帯において低位にとどまっており、貧困を回避するまでの収入減となりえていないと考えられる。

このように、日本は、就労が貧困防止に寄与する他の OECD 諸国の動向と異なり、働くことが貧困回避につながりにくいという傾向が、子育てをしている夫婦世帯にも、また、母子世帯にもみられる。

第3章 仕事と育児の両立の失敗と貧困

第1節 仕事と育児の両立をめぐる葛藤

ひとり親が直面している困難は何かといえば、仕事と育児の両立の問題がある。

日本では、出産を契機に多くの女性が就労を一時中断している現状がある。仕事をもちながら出産に直面したときの選択肢としては、いったん仕事を辞めて子育てに専念するか、産前産後の休暇と育児休業を取得した後に仕事に復職するか、あるいは休業をとらずに保育所利用により出産後早期に復帰するか、の大きく3パターンがある。

図 9 第1子出産前後の妻の就業変化(1990年代後半と2000年代後半)

	■就業継続(育休利用) 図就業継続(育休なし) 図出産退職 □ タ	圧娠前から無き	⋭■ 不詳
第 1995-99年	11.2 13.0 39.3	32.8	3.8
子 出 生 2005-09年 年	43.9	24.1	5.2
· 王	構成比(%)		

出所:国立社会保障・人口問題研究所「第 14 回出生動向基本調査」より作成。

2005 年から 2009 年の間に第 1 子を出産した女性についてみると (図 9)、妊娠前から無業だったものを除くと、出産退職が最も多く(43.9%)、育児休業を利用して就業継続、育児休業を利用しないで就業継続をした者が続く(17.1%、9.7%)。10 年間の変化をみると、妊娠前から無業の割合は低下したものの、就業継続は微増にとどまったため、出産退職の割合はむしろ増加する結果となっている。就業継続は全体の 4 分の 1 強にとどまり、出産後の仕事と育児の両立の難しさを示している。

また、厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」の結果によれば、一人目の子どもを出産して 半年後の段階では7割の母親が無職だが、子どもが小学校に入学する頃には、7割が仕事に 就いている。ただし、4割以上がパート等非正規の働き方であり、常勤の2割を大きく上回 る。出産退職後に再就職する女性に対して労働市場は厳しい。

出産を機に仕事を辞めざるを得ず、育児が落ち着いた頃に再就職しようとしても、正社員で賃金の十分な仕事には就けないという、女性の置かれている状況は、シングルマザーにとっても同様だ。育児によるキャリアの中断は、女性本人の所得を低下させ、家族のなかで稼ぎ主であるシングルマザーにとってそれは、家族の貧困と直結する。

仕事と育児の両立の困難は、父子世帯でも経験される。男性正社員は、家事や育児に時間を費やす必要はないとみなされ、会社のためには長時間労働を厭わない働き方が求められる。こうした労働環境の中で、育児責任を負うシングルファーザーは、仕事と育児の両立の困難に直面することになる。父子世帯になったことを契機に転職をしたシングルファーザーの転職理由として最も多いのが、「労働時間があわない」というものだ8。親役割への配慮がない職場であれば、収入を落としてでも、労働時間の短縮が可能な別の職場へ転職せざるを得ない。この状況は、男性にとっても、仕事と育児の両立の失敗が経済的リスクにつながることを示している。

第2節 非正規雇用

表 2 シングルマザーと夫婦世帯の母の就業状態(2016年)

	雇用者 (週35時間以上)	雇用者 (週35時間未満)	自営業者	失業者	非労働力	総数
シングルマザー	50.0%	29.2%	4.2%	4.2%	9.7%	100.0%
夫婦世帯の母	21.1%	40.4%	3.5%	1.3%	34.0%	100.0%

注:ここでのシングルマザーとは 20 歳未満の子どものいる母、夫婦世帯の母とは 18 歳未満の未婚の子どものいる母を指す。

出所:総務省「労働力調査」より作成。

次に、母子世帯の就労状況についてみていこう。日本のシングルマザーは、きわめて就業率が高く、その8割が就業しており、半数が週35時間以上就業している(表2)。他方で、夫婦世帯の母で週35時間以上就業しているのは21.1%と少ないだけでなく、34.0%が非労働力化している。子どものいる女性が仕事に就いていなかったり、短時間の就業にとどまるの

に対し、シングルマザーはその多くがフルタイムで働いていることがわかる。

表3 シングルマザーの就業状況

正社員	派遣、パート、 アルバイト	役員	自営その他	不就業	不詳
36.2%	39.6%	0.8%	5.2%	9.4%	8.8%

出所:厚生労働省「平成28年全国ひとり親世帯等調査」より作成。

ただし、シングルマザーの就業状況を示した表 3 をみると、パート、アルバイトなどの非正規雇用が 39.6%を占め、正社員の割合(36.2%)を上回っている。シングルマザーの非正規雇用割合は、1990 年代には約 3 割にとどまっていたことから、非正規割合が近年上昇傾向にあることがわかる9。

表 4: 年間就労収入 (2015年)

総数	正規雇用	非正規雇用
214 万円	305 万円	133 万円

出所:厚生労働省「平成28年 全国ひとり親世帯等調査」より作成。

母子世帯の平均年間就労収入は、正規雇用の場合 305 万円であるが、非正規の場合は 133 万円と正規の半分に満たない。非正規雇用での賃金の低さが母子世帯の低所得の一因となっていることがわかる(表 4)。就労収入を引き上げるためには正規雇用に就くための政策的支援が必要であることを示唆している。

第3節 育児時間と労働時間

表5 6歳未満の子どものいる親の育児と仕事時間(1日あたり平均、分)

	育児	仕事*
夫婦世帯(共働き・夫)	40	533
夫婦世帯(共働き・妻)	153	238
母子世帯(有業)	98	348

注:仕事には通勤時間も含む

出所:総務省統計局「2011年社会生活基本調査」より作成。

シングルマザーが仕事と育児をどのように日々こなしているのかという点について、生活時間に関する調査からその実態を見ることができる。6 歳未満の子どものいる親の育児と仕事時間を比較すると(表 5)、シングルマザーは約 5 時間 48 分を仕事に費やし、育児は 1 時間 38 分にとどまっている。共働きの夫婦世帯では、母親は育児に約 2.5 時間、父親は 40 分を割いている。共働きの妻はシングルマザーに比べて仕事時間は短く(3 時間 58 分)、育児時間は長い(2 時間 33 分)。育児時間を削ってでも仕事を優先せざるを得ない母子世帯の状況からは、適度な労働時間で十分な収入を得られる仕事や、賃金を補う所得保障が乏しいことがうかがえる。

第4章 社会保障制度と貧困率の関係

第1節 社会保障制度の貧困削減効果

ここまで、就労と貧困の関係をみてきたが、ここからは、社会保障制度がどの程度貧困を 防止できているのかについてみていく。

図 10 は 2000 年代前半のひとり親世帯について、子ども関連の社会保障給付を受給する前後の貧困率の変化をみている。日本については、阿部 (2006) ¹⁰による、2002 年の再分配前後の母子世帯の貧困率を示している。

ここでは、現金給付が支給される前の貧困率と、支給後の貧困率とを比べることで、社会保障給付による貧困削減効果をみることができる。図は、①税金・社会保険料を支払う前で、子どものいる世帯を対象とした社会保障給付を受け取る前の所得でみた貧困率と、②税金・社会保険料を支払い、社会保障給付を受け取った後の所得でみたひとり親の貧困率を示している。①から②を引いた数が示すのが、政府の政策による貧困率の削減分となる。

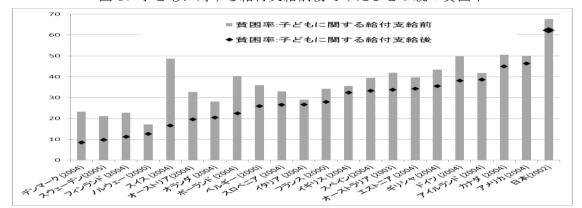


図10子どもに対する給付支給前後でみたひとり親の貧困率

注: ひとり親と18歳未満の子どものいる世帯。日本のデータは再分配前後の母子世帯の貧困率。

出所: OECD (2011) Table 6.5, 阿部 (2006) 表 5-6 より作成

とりわけ、スイス、デンマーク、スウェーデン、フィンランドでは、給付支給後の貧困率が給付支給前の貧困率を大きく下回っており、諸給付の貧困削減効果が高い。逆に、アメリカ、カナダ、アイルランドでは貧困削減効果が弱く、給付支給後も貧困率は高いままとなっている。日本は、給付支給前の貧困率が高く、税や社会保障の貧困削減効果が弱いために給付支給後の貧困率も高くなっており、後者のグループと同様の特徴を有している。

第2節 母子世帯を対象とした所得保障制度

夫婦と子どものいる世帯に比べて、貧困リスクの高い母子世帯にはその低所得を補うために利用できるいくつかの所得保障制度がある。低所得のひとり親を対象とした児童扶養手当、死別母子世帯を対象とした遺族年金、ひとり親を含む子どものいる世帯を対象とした児童手当、そして貧困に陥った場合に利用できるのが生活保護となる(図 11)。

死別母子世帯の割合は 6%と母子世帯の中で少数派となっており (図 3)、母子世帯の多くが遺族年金ではなく、児童扶養手当の対象となっている。実際、遺族年金を含む公的年金を受給している母子世帯は 7.5%にとどまっているのに対し、その 73.0%が児童扶養手当を受給している (表 6)。こうした所得保障制度を利用してもなお経済的に困窮している場合、生活保護が受給できる。約 11.2%の母子世帯が生活保護を受給している。

先にみたように、こうした現金給付を受けた後の可処分所得でみた貧困率も依然として高い水準にとどまっており、社会保障制度が十分に母子世帯の貧困を削減できていない。社会保障制度と貧困の問題を考えるうえで、まず、母子世帯が支給の対象となる社会保障制度である、児童扶養手当、遺族年金、児童手当、生活保護の制度の概要をみていこう。

図 11 母子世帯が利用できる社会保障制度の概要 (2017 年度)

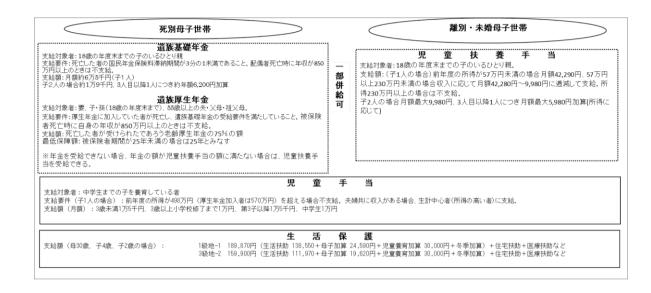


表 6 母子世帯の社会保障給付の受給状況(2016年)

	受給している	受給していない
児童扶養手当	73.0	27.0
公的年金	7.5	92.5
生活保護	11.2	88.8

出所:厚生労働省「平成28年 全国ひとり親世帯等調査」より作成。

1. 児童扶養手当

(1)制度概要

遺族年金を受給できる死別母子世帯が減少傾向にある現在、離別、未婚の母子世帯が受給できるのは児童扶養手当となる。児童扶養手当は 18 歳までの子どものいる低所得母子世帯に支給される。支給額は他の収入に応じて、調整される。年収 130 万円未満のとき月額 42,290円となり、年収が増えるごとに手当の額は減額され、年収 365 万円のとき月額 9,980円となり、年収 365 万円を超えると支給されない。子どもが 2 人いる場合は所得に応じて月額 5 千円から 9,980 円、3 人以上いる場合は 1 人当たり 3 千円から 5,980 円増額される。

(2) 最近の制度改正

1961年に創設された児童扶養手当であるが、現在の支給方法になったのは 2002年の制度

改正以降である。就労収入が増えるごとに児童扶養手当の額が減額されるが、総収入としては増加していく支給方法であり、児童扶養手当を受けるために就労を抑えることのないような設計となった。ただし、改正前よりも手当の最高額を受給できる所得の上限が大幅に引き下げられた結果¹¹、およそ半数の受給母子世帯で手当が減額となった¹²。

さらに、手当の支給期間の「有期化」が決められた。2008 年以降に児童扶養手当の支給が五年間を経過した場合(または手当の支給要件に該当してから7年を経過した場合)、手当額を最大で50%カットすることが予告されていた。児童扶養手当の「有期化」に対して、反対運動が各所で展開された結果、減額の対象者は限定されることになる。受給開始後5年で半額とするが、就業や求職活動をしている場合や、母または子どもが障害や疾病等のために就業することができない場合には減額の対象から外れ、従来通りの支給を受けることができるというものである。すでにみたように、日本の母子世帯の就労率は8割を超えていることから、就労活動をしないために手当が半額になるケースは少なく、制度改正の影響は抑えられている。

先にみた 2002 年の制度改正は、2001 年に発足した小泉政権下で実施された財政面の構造 改革の一環として実施された。構造改革では社会保障関係の歳出を 5 年間で総額 1.1 兆円(毎年 2 千 2 百億円) 削減することが政策目標となった。母子世帯に対しては、児童扶養手当の 給付カット、生活保護の母子加算の廃止(のちの民主党政権下で復活)が実施された。こう した一連の社会保障給付の削減の代わりに導入されたのが、母子世帯向けの就業支援策であ る。就業支援策の内容については、後述する。

2000年代の大きな制度改正以降は、若干の拡充がはかられている。まず、2014年より、これまで支給の対象から外れていた父子世帯に関しても支給対象になった。さらに、第2子、第3子への加算額が、それぞれ5千円、3千円から、所得に応じて最大で1万円、最大で6千円まで引き上げる制度改正が2016年8月より実施された。あわせて、2017年度からは、これらの加算額についても物価スライド制が導入されることになり、物価の変動にあわせて毎年の金額が調整されることになった。

2. 遺族年金

(1)制度概要

遺族年金は、遺族基礎年金と遺族厚生年金とがある。まず、遺族基礎年金は児童扶養手当と同様に、18歳までの子どものいる母子世帯が対象となる。遺族厚生年金は死亡した夫が厚生年金に加入していた場合に、遺族基礎年金とあわせて支給される。遺族基礎年金は月額およそ6万5千円に、子どもの分の加算がつく。第2子まで、子ども1人あたり月額約1万9千円、第3子以降は子ども1人あたり月額約6,200円分の加算となる。

遺族厚生年金は、夫が受けられたであろう老齢厚生年金の75%の金額となる。遺族基礎年

金と遺族厚生年金は、あわせて受給することができる。

なお、妻自身が夫死亡時に 850 万円以上の収入がある場合には、遺族基礎年金、遺族厚生 年金ともに支給されない。

(2) 最近の制度改正

遺族年金についての最近の制度改正としては、まず、年金と児童扶養手当の併給が可能になった。これまでは遺族基礎年金と児童扶養手当をあわせて受給することはできなかったが、年金額が児童扶養手当の額に満たない場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できる制度改正が実施された。この制度改正は2014年12月より実施されている。

また、遺族基礎年金は父子世帯には支給されていなかったが、制度改正により、2014年より新たに支給対象になった。

3. 児童手当

(1)制度概要

児童手当は、中学校修了までの子どものいる世帯が対象となる。支給額は子どもの年齢、子どもの人数によって異なる。3歳未満の子どもは月額1万5千円、3歳以上小学校修了までの子どもは月額1万円(ただし、第3子の場合月額1万5千円)、中学生は1万円が支給される。

ただし、一定額以上の所得がある場合には児童手当は支給されず、そのかわりに子ども 1 人当たり月額 5 千円の特例給付が支給される 13 。

なお、児童手当と児童扶養手当の両方を受給することは可能である。

(2) 最近の制度改正

削減基調の児童扶養手当とは対照的に、近年支給条件や金額が改善されているのが児童手当である。1972年に創設された児童手当は、2000年以降、親の所得制限の緩和、対象児童の範囲の拡大、支給額を引き上げるなど、徐々に拡充されてきた。

近年では、民主党政権下の 2010 年に大きな制度改正が実施され、その名称も「子ども手当」と改められ、親の所得制限が撤廃されるとともに、中学卒業まで支給対象を拡大し、支給額は一律 1 万 3 千円に引き上げられた。

現在の自公連立政権にかわり、2011年10月より「児童手当」に再び改称され、所得制限が復活した。所得限度額以上の高所得層へは、支給額の低い(一律5千円)「特例給付」のみの支給となった。また、支給額にも変更が加えられ、3歳未満、第3子以降については2千円の引き上げ、3歳以上の第1子、第2子については3千円の引き下げとなった。

4. 生活保護

(1)制度概要

母子世帯を含め、生活に困窮した場合に利用できる「最後のセーフティネット」が生活保護となる。制度上定められた世帯の最低生活費を下回る場合、受給が可能となる。最低生活費は世帯の人数、年齢、居住地に応じて定められている。就労収入や社会保障給付などの収入がある場合、最低生活費から収入を除いた金額が生活保護の給付として支給される。

18 歳までの子どもがいる母子世帯に対して、生活扶助基準額に加算がある。母子加算は子どもの人数、級地ごとに金額が決まっており、例えば 1 級地で子ども 1 人の場合には月額 22,790 円、2 人の場合には月額 24,590 円、3 人以上の子ども 1 人につき 920 円が加算される。

現在、母子世帯の生活保護受給世帯数や、受給世帯に占める割合は低下傾向にある。生活保護受給世帯のおよそ半数が高齢者世帯であり、母子世帯は1割に満たない。ただし、母子世帯の世帯保護率は1996年の9.45%を底にして以後上昇傾向にあり、2014年は14.8%であった¹⁴。

(2) 最近の制度改正

生活保護に関しては、生活扶助基準額の減額が2013年から3年間かけて実施されるなど、 生活保護費抑制のための制度改正が近年続いている。

生活扶助基準の減額に先んじて削減が行われたのが母子加算と老齢加算であった。母子加算は、2005年から2009年にかけて段階的に廃止されたが、その後の民主党政権下で母子加算が復活した。ただし、生活扶助基準の見直しが現在検討されており、今後母子加算は減額される可能性がある。

他方で、生活保護受給世帯の子どもの教育費関連での制度の拡充がこの間行われた。2002 年から生活保護受給世帯の子どもが高校に進学した場合の費用が生業扶助のなかから支給されている。また、大学に進学した場合に一定の金銭的援助を行う仕組みが検討されている。

第5章 母子世帯を対象とした就業支援策

前章でみたように、社会保障給付は抑制基調で、その拡充はごく小規模なものにとどまっている一方、母子世帯への就業支援は 2002 年の制度改正以降、より強調されてきている。 2013 年 3 月からは「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行されるなど、シングルマザーとシングルファーザーへの就業支援の一層の拡充が図られている。本章では、母子世帯を対象とした就業支援策の内容とその効果をみていこう。

第1節 就業支援策の内容

母子世帯に特化した就業支援策として、複数の事業がメニュー化されているが、その中で も 2003 年から実施されているのが、母子家庭等就業・自立支援センター事業、自立支援教 育訓練給付金、高等職業訓練給付金である。

母子家庭等就業・自立支援センターは、シングルマザーを対象に職業相談、就職情報、職業に関する講習を提供するワンストップセンターであり、都道府県、政令指定都市、中核市が実施する事業となっている。提供される事業の内容からして、シングルマザーに特化した小規模公共職業安定所といえよう。

自立支援教育訓練給付金は、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格のないシングルマザーに対して同趣旨の給付金を支給するもので、実施主体は都道府県、市、福祉事務所設置町村である。教育訓練講座の受講終了後に受講に関する費用の6割(上限20万円)を支給する。

2016 年度は、全国で 816 件支給され、そのうち就職したのは 637 件(78%)であった。 就職者のうち、常勤での就職は 244 件(就業者のうち 4 割)にとどまり、非正規雇用での就職が目立つ 15 。

高等職業訓練給付金は、1年以上(上限3年)養成機関で修学して資格の取得をめざすシングルマザーの生活費負担を軽減する給付である。都道府県、市、福祉事務所設置町村が実施主体となる。対象となる資格は、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等、各自治体が決定できる。修学期間の3年を上限として、月額10万円(住民税課税世帯は月額7万500円)が支給される。創設された就業支援策のなかではもっとも支給額が高い給付である。

2016 年度は、全国で 2,475 人が資格を取得し、そのうち就職したのは 1,920 件 (78%) であった。そのうち常勤での就職は 1,749 件と、就業者の 9 割を占めており、自立支援教育訓練給付金よりも常勤での就職率が高い 16 。

第2節 就業支援策の効果

2003 年以降に拡充されたシングルマザーを対象とした就業支援策の効果はどの程度なのか。

JILPT (労働政策研究・研修機構) は、母子世帯を対象とした大規模な調査を実施しており¹⁷、周燕飛氏はそれらの調査結果から就業支援策の効果を分析している¹⁸。それによれば、シングルマザーの就業による経済的自立に対して、就業支援策の貢献は限定的であるという結論が導かれている。例えば、高等職業訓練給付金、自立支援教育訓練給付金は、シングルマザーの年齢が若い、末子年齢が高い、教育歴が長い場合に利用確率が高くなっていた。この給付金の利用によって正社員になれるかということに関しては、高等職業訓練給付金利用

者にプラスの効果がみられるが、自立支援教育訓練給付金についてはその効果はみられていない。これらの給付金の利用によって賃金が上昇するかという点については、高等職業訓練給付金は有意な影響はみられず、自立支援教育訓練給付金についてはむしろ賃金を低下させる傾向が観察されている。

おわりに

日本では、ひとり親世帯の相対的貧困率は 50.8%と、極めて高い水準となっている。125万世帯のひとり親世帯のうち、85%が母子世帯であり、女性が配偶者なしに子どもを養育することで深刻な経済的困窮に直面している。

シングルマザーの 8 割が就業しており、その半数以上が週 35 時間以上就業している。一般に、就労は貧困率を低下させるが、日本の母子世帯の場合、就労/非就労で貧困率に大きな差が無く、働くことが貧困から脱する有効な手段となりえていない。

日本では、依然として性別役割分業が根強いなかで、出産を機に就労を中断する働き方が 女性のなかで根強いことが示すように、育児と就労の両立に困難が伴っていることが、母子 世帯の就労収入を低位にとどめる一因となっている。

加えて、非正規化といった雇用の劣化とあいまって、女性の就労が貧困の削減に果たす役割がきわめて小さい。母子世帯の平均就労収入は正規雇用の場合に 305 万円であるが、非正規の場合 133 万円とその半分に満たない。非正規雇用割合は上昇傾向にあり、その場合の賃金の低さが母子世帯の低所得の一因となっている。

さらに、低賃金長時間労働の結果、母子世帯では親子がともに過ごす時間が短くなるという結果をもたらしている。

この状況に対して、母子世帯の7割は児童扶養手当を受給している。生活保護を受給している母子世帯の割合は10%を上回り、近年上昇傾向にある。ところが、社会保障給付をうけとった後の可処分所得でみたひとり親世帯の貧困率は、依然として高い水準にとどまっており、社会保障が十分に貧困を削減できていないことを示している。

他方で、近年拡充が図られている就業支援策については、母子世帯の収入アップにつながったとはいえないとの分析結果が示されている。

また一方では、ひとり親を対象とした政策として、養育費の確保による経済的自立が 1990 年代以来、強調されている。現在、母子世帯の 8 割が離別母子世帯であるが、非同居親(離別した夫)から養育費を受け取っている世帯は 2 割と少数にとどまっていることがこうした政策が強調される背景となっている。

しかしながら、所得保障にかわって、養育費で経済的自立を果たすことを楽観視すること は危険だ。大石亜希子氏の研究によれば、離別世帯の非同居親(離別した夫)のなかでも経 済的に不安定で、養育費の支払いが十分にできない男性が一定数存在している。他方で、養 育費の支払いが可能な層は再婚する確率が高く、養育費の支払いに結び付きにくくなることが指摘されている¹⁹。また、養育費の徴収を政府が実施している国では、養育費徴収・支払を確実に履行するために未払い者への督促を行うといった管理コストが高額になることが指摘されている²⁰。養育費によって母子世帯の経済的安定を高めるという政策は、費用と便益の関係からみて非効率である可能性がある。

以上の分析から導かれるのは、母子世帯が貧困から脱するためには、雇用状況の抜本的な 改善と、不安定雇用による低賃金を補う社会保障給付の拡充が必要になろう。

母子世帯の生活を支えるためには、長時間労働にならなくとも一定程度の安定した就労収入の得られる仕事が得られることが重要となる。そのためには、正規雇用と非正規雇用の待遇格差の是正や育児と仕事の両立が可能な労働環境の整備が求められる。加えて、シングルマザー自身の職業能力を高めるための教育や職業訓練等の就労支援についても、現段階ではその効果が限定的ではあると指摘されており、より効果的な施策の実施が求められる。

さらに、雇用の劣化を補うために社会保障給付を適切に分配することが、現下の社会保障制度に要請される重要な役割といえる。シングルマザーの雇用が不安定であり、それだけで十分な収入を得られない実態をふまえれば、収入の不足を補う所得保障制度の拡充が不可欠となる。

謝辞:本研究は科研費(23681055)の助成を受けている

¹前回調査(2011年)は「全国母子世帯等調査」という名称が用いられていた。

² 国勢調査での母子世帯とは、2010年調査前までは、母子のみの世帯(「未婚、死別 又は離別の女親と未婚の 20 歳未満の子供のみから成る世帯」)だけが集計されていたが、2010年調査より、母子とその他の世帯員から成る世帯(「未婚,死別又は離別の女親とその未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く)から成る世帯」)も集計されるようになり、あわせて、1995年から2005年までの調査についても、新定義に基づいて遡及集計された。

³ U.S. Census Bureau, *Current Population Survey*, 2016. Office for National Statistics, *Labour Force Survey*, 2015.

⁴ Bradshaw, J. and Finch, N. 2002. *A Comparison of Child Benefit Packages in 22 Countries*, Department for Work and Pensions Research Report No.174. Corporate Document Services., Table 2.3.

⁵ 相対的貧困率測定に用いる等価可処分所得とは、世帯の可処分所得を一人当たりの可処分所得に割り当て直したもののことをいう。可処分所得とは、賃金や事業収入などの収入(当初所得)から税や社会保険料を支払い、社会保障給付を受け取った後の実際に使うことのできる所得をさす(可処分所得=当初所得一税一社会保険料+社会保障給付)。一般に、人々の所得は世帯ごとに調査されているが、貧困率の測定にあたって、便宜的に世帯所得を世帯員ひとりひとりに等分に分ける。その際、規模の経済(世帯を同じくすることで得られる経済

的利益など)を考慮して、一人当たりの可処分所得を設定する。OECD 基準では、世帯所得を世帯人員の平方根で除した額が等価可処分所得となる。例えば、4人世帯の可処分所得(年額)が 500 万円の場合、一人当たり等価可処分所得は 250 万円となる(500 万円÷ $\sqrt{4}$ =250 万円)。

- 6 厚生労働省「平成 28 年 全国ひとり親世帯等調査」。
- ⁷ Bonoli, G.2007. "Time Matters Postindustrialization, New Social Risks, and Welfare State Adaptation in Advanced Industrial Democracies." *Comparative Political Studies*, 40(5),pp. 495-520.
- 8 注 6 に同じ。
- 9 注 6 に同じ。
- 10 阿部彩 2006「貧困の現状とその要因:1980-2000 年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配』東京大学出版会。
- 11 90 万 4 千円 (年収ベースで 204 万 8 千円) から 57 万円 (同 130 万円)) へ引き下げとなった。
- 12 藤原千沙 (2003) 「児童扶養手当の改革と就業支援策の課題」 『女性労働研究』 44 号。
- ¹³ 児童手当の所得制限限度額は、例えば、扶養家族が 2 人 (妻、子ども)の場合、年所得 698 万円 (年収 917.8 万円程度)となる。
- 14 厚生労働省「平成 26 年度 被保護者調査」(国立社会保障・人口問題研究所「『生活保護』 に関する公的統計データ」)
- 15 厚生労働省「平成 28 年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」。
- 16 注 15 に同じ。
- 17 労働政策研究・研修機構 (JILPT) が実施した「母子家庭の母への就業支援に関する調査」 (2007年)、「子育て世帯全国調査」(第1回2011年、第2回2012年)の3調査の個票データを主軸に、あわせて、JILPT、旧JILが実施した「日本人の働き方調査」(2005年)、「就業・社会参加に関する調査」(2006年)、「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(2001年)の3調査。
- ¹⁸ 周燕飛(2014)『母子世帯のワークライフ・バランスと経済的自立』労働政策研究・研修機構。
- 19 大石亜希子(2012)「離別男性の生活実態と養育費」,西村周三監修,国立社会保障・人口問題研究所編『日本社会の生活不安―自助・共助・公助の新たなかたち』慶應義塾大学出版会。
- ²⁰ Esping-Andersen, G. (Ed.). 2003. Why we need a new welfare state. OUP Oxford.

地域で共に暮らす「生活者としての外国人」

酒井 滋子

はじめに	· · ·				• •			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	• 2	28
第1章 第1節 第2節	i 生泪	者と	しての	外国	人の信	立置		• ·		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 2	29
第2章 第1節 第2節	i 急增	自する!	技能実	習生	と留望	学生		·]人		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 3	36
第3章 第1節 第2節 第3節	i 日本	国につる	ながる れや幼	子ど]少期	もた。 来日(ちの	現状	<u>.</u>	· •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 4	10
第4章	地域~	-の外[国人の)受け	入れの	カ「	流動	性」	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	• 4	12
おわりに	· · ·														•					• 4	15

はじめに

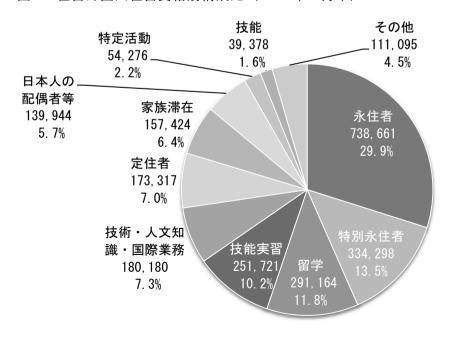
2017年6月末現在、日本に住む外国人の数(在留外国人数)は247万1,458人に上り、2015年から過去最高を記録し続けている。中でも「永住者」」としての在留資格を持つ者は、2000年以降、全体数が減少した2008年のリーマン・ショックや2011年の東日本大震災の後も一貫して増加しており、20年の間に約10倍となっている。2007年からは在留資格別でも第1位となり、現在では29.9%と三分の一近くを占めるにいたっている(図1)。多くの外国人は一時的な滞在ではなく長期的に生活者として日本に暮らしているのである(田村2012、酒井2014、2017b)。

日本では外国人を労働力として捉え、出入国の数を管理することに重きが置かれてきた。 労働力不足が顕在化している現在もまた、労働力不足を補う数としての受け入れ論議が盛ん に行われている。

しかし、一度日本に足を踏み入れ、日本国内で生活を始めれば、そこには地域の住民としての暮らしが存在し、近隣社会との接触が始まる。彼らは「労働『力』としての外国人」である以前に日本社会で生活する「人」としての外国人である。住民としての義務も生じれば、「人」としての権利も守られるべき存在である。

本稿は、地域で暮らす外国人の現状を整理し、外国人を「労働『力』」としてだけではなく、地域で暮らす「生活者」として捉えたときに見えてくる人権上の課題について考察する。

図 1 在留外国人在留資格別構成比(2017年6月末)



出所:法務省「在留外国人統計」より筆者作成

第1章 生活者としての外国人

外国人の受け入れには、国の政策、地方自治体の施策、地域の態勢、個人の意識など、いくつもの異なる「位相」²が重なり合って関係している。それぞれの「位相」で果たすべき役割が果たされて初めて外国人の人権は守られ、共に暮らす地域の一員として息づくことができる。本章では、外国人がそれぞれの「位相」においてどのように位置づけられ、対応されているかについて整理する。

第1節 生活者としての外国人の位置づけ

1. 国における外国人の位置づけ

第二次世界大戦終戦後、長年にわたり日本在住の外国人は、終戦以前から日本に暮らす韓国・朝鮮籍の特別永住者」が圧倒的多数を占めていた。終戦から5年後の1950年には外国人登録者およそ60万人の91.0%を占めている。その後も1980年までの10年ごとの外国人増加率は各年代で1.1倍に留まり、韓国・朝鮮籍の割合が8割を超え続けていた。しかし、1980年代に入ると1981年の難民条約への加入や外国人研修制度の創設、1980年代後半の景気拡大に伴う労働力不足によってニューカマー3の数が増え始め(依光 2001)、1990年には外国人登録者数4が100万人を突破、1980年代の増加率は1.4倍となる。そうした流れを受けて1989年に出入国管理及び難民認定法が改正され、「研修」や「定住者」の在留資格が新設されたことにより、1990年代には研修生としての中国人や30万人を超える日系南米人が「デカセギ」のために来日することとなる。それに伴い1990年代の増加率は1.6倍に増加、1994年には韓国・朝鮮籍の割合も50%を割り込むこととなった。2007年には中国籍の数が韓国・朝鮮籍を上回って第1位となり、現在では、特別永住者を除いた85%以上が1980年代以降に来日したニューカマーであると考えられる。

30年前の 1987年と比べると、2017年の外国人の数は 2.8 倍に増えている。2007年からの 10年間、中国籍が第 1 位を占め、韓国・朝鮮籍の数が漸減を続けていることに変わりはないが、ベトナム籍が 6.3 倍に増えて、2016年にはブラジル籍を抜いて第 4 位になった。特に直近の 5年間の増加率は 4.4 倍と群を抜いている。アジアの他の国も全体に増加傾向にあるが、中でもネパールは 10年前と比べると 7.9 倍、直近の 5年でも 3.1 倍に増えている(法務省 2017)。

このように多国籍化し、多様化している外国人を地域に共に暮らす生活者として受け入れ、より暮らしやすいまちづくりをしていくために欠かせない視点のひとつが「多文化共生」という考え方であり、外国人が増加するにつれて国の施策にも反映されるようになる。国が初

めて「多文化共生」の推進を明記し、外国人を地域社会の一員として最初に位置づけたと言われるのが、総務省が 2006 年に発表した「多文化共生の推進に関する研究会」による報告書である。地域における「多文化共生」を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義した。そして同年 12 月、外国人労働者問題関係省庁連絡会議が「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を公表し、「労働者としての外国人」を超えた新たな概念として「生活者としての外国人」が位置づけられた。同連絡会議では、以後毎年「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」実施状況の確認と検討を行っている。また、2009年には内閣府に「定住外国人施策推進室」が設置され、翌 2010年「日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を国の責任として講じていく」とする基本指針が出された。

日本語教育の分野においても、文化庁が 2007 年から「『生活者としての外国人』のための 日本語教育事業」を毎年実施している。この事業では、一方的に日本人が日本語を教えると いう観点から脱し、外国人が日本で日常生活を営むうえで必要となる日本語能力の習得を支 える地域での取り組みを支援している。

これらの動きは、外国人を共に暮らす地域社会の一員として捉え、また、日本人による一方的な支援一被支援関係からの脱却を図ったという意味で画期的であったが、そこではまだ、外国人が国家に対して種々の権利や義務を有する主体たる「市民」として捉えられていはいない(佐久間 2011、酒井 2014)。その後の国の施策を見ても、少子高齢化が進み生産年齢人口の減少が深刻化する中、「労働『力』としての外国人」の受け入れが先行し、外国人を権利や義務の主体と捉える統合的な政策への展開には至っていない。

2. 地方自治体における外国人の位置づけ

一方で、実際に外国人が多く暮らす地方自治体の動きはこうした国の動きに先行している。「多文化共生」の理念は、1990 年代から地方自治体で使われ始め、2004 年には外国人集住都市会議が「豊田宣言」を発し、「日本人住民と外国人住民が、互いの文化や価値観に対する理解と尊重を深めるなかで、健全な都市生活に欠かせない権利の尊重と義務の遂行を基本とした真の共生社会(多文化共生)の形成」に取り組むことを宣言した。外国人と受け入れ社会が「双方向」的に「権利の尊重と義務の遂行」に向けて努力することを明記している点で、国の定義よりも政策目標が明確な理念となっていると言えよう(井口 2016)。宣言から10年以上を経た現在、少子高齢社会に突入した日本の中で人口減少と都市部への人材流出に悩む地方都市においては、定住する外国人との共生が地域の活性化(外国人集住都市会議ながはま宣言 2014)を促し、定住外国人の次世代の地域社会への参画が「競争力を伴った持続性ある地域の形成のために不可欠である」(外国人集住都市会議津宣言 2017)と認識されている。

公益財団法人日本国際交流センターが 2015 年に都道府県及び政令指定都市の多文化共生・国際交流施策の担当者に対して行ったアンケート調査によると、都道府県よりも「政令指定都市において外国人の地域社会への参加を促すような取り組みが進められて」おり、外国人が地域社会の構成員としての役割を担う基盤づくりが少しずつ行われている。また、今後の多文化共生施策については、都道府県、政令指定都市のほとんどで、「外国人住民の多様化、定住・永住化の進展」「地域社会における外国人の役割の増大」などの理由により、重要度を増すと認識されている。一方で、国による外国人受け入れ拡大の動きについて「生活者としての視点」の重要性を訴える意見がみられ、「労働者」として受け入れる前に、地域社会における生活環境の整備が必要であるとの認識が窺える。国と、実際に受け入れ対応しなければならない地域との認識のずれがみられる。

3. 個人の意識と地域の受け入れ態勢

(1)個人の意識

外国人を多く受け入れる一部の地方自治体の取り組みは国に先行しているが、受け入れる 人々の意識は、必ずしも共に暮らす生活者として受け入れる心理的準備ができているとは言 えないように思われる。

独立行政法人労働政策研究・研修機構が 2016 年に行った「『第7回勤労生活に関する調査』結果」によると、「職場で外国人の同僚と一緒に働くこと」に抵抗感を感じる割合は 20.1%とそれほど高くないが、「自分の隣近所に外国人の住人が増えること」や「自分の子供や兄弟姉妹が外国人と結婚すること」となると、共に 40%前後が抵抗感を覚えると回答している。

外国人を労働者として受け入れることについてはある程度受容しているものの、自分の生活の場に外国人が入り込んでくることへの違和感は拭えないようである。

特に、外国人の上司や同僚と働いた経験の有無によって抵抗感に差が出ている。外国人と働いた経験がないと抵抗感が強くなり、「わからない」を選ぶ割合も増える。「よく知らないし、わからないけれど、若干の抵抗感、違和感は感じる」という心理状態が垣間見える。この小さな違和感が実は外国人の受け入れを考える上で非常に重要なファクターになる。

2013 年度に行われた兵庫県の「人権に関する県民意識調査」でも、「人権尊重の考え方に強い影響を与えたもの」や「日本に居住している外国人に関する問題」に関心があるかどうかによって外国人の人権保護や人権上の課題への意識に違いが見られる。「人権尊重の考え方に強い影響を与えたもの」に「関心がない」と回答した層では「外国人も日本人と同じように人権は守られるべきだ」と「思わない」が16.6%に上り、全体での3.8%に比べて著しく高く、「思う」も41.7%と、全体の75.3%に比べて低い値となっている。「日本に居住している外国人に関する問題」に関心がある層は、全体に比べて、「就職・職場で不利な扱いを受けること」や「結婚問題で周囲から反対されること」「文化や生活習慣の違いが受け入れられなか

ったり、その違いからいやがらせを受けること」などといった 8 つの項目全てで、人権上、課題があると回答した割合が高く、差別や偏見に対する意識を強く持っていることがわかる。この調査結果からも示唆されるように、「関心がない」、「関係がない」、「よく知らない」ことにより生じる抵抗感や違和感が誤解や偏見を生み出し、嫌悪感を植え付けるもととなる。「見ない」「見えない」限り、外国人の人権に対する理解は進まず、外国人を共に暮らす地域の一員として抵抗感なく受け入れることは難しい。

(2)地域の受け入れ態勢―兵庫県を例として

①兵庫県の在留外国人の状況

兵庫県における地域の取り組みを見る前に、兵庫県の外国人県民の状況を概観しておく。 現在、兵庫県内に在住する在留外国人は103,505人(2017年6月末)で、全国同様、過去最 高を記録し、東京、大阪、愛知、神奈川、埼玉、千葉に次ぐ全国第7位である。

兵庫県の外国人県民の動向には、いくつかの特徴がある。第1に、外国人県民の総数に全国ほどの大きな増加は見られない。阪神淡路大震災前の1994年にはすでに99,886人と10万人を窺う数に達しており、2005年には102,954人を記録している。増加率が低いのは、現在でも特別永住者の多い韓国・朝鮮籍が第1位で、39.4%を占めていることが影響していると考えられる。ニューカマーが増えても、およそ4割を占める韓国・朝鮮籍が減少を続けていることがひとつの要因となっている。第2に、全国で急速に増加しているベトナム籍であるが、兵庫県には元々ベトナム籍が多く、10年以上前から第3位を占めている。これは、1979年から1996年まで姫路にインドシナ難民の「姫路定住促進センター」が開設され、主にベトナムからの難民を受け入れていたことが大きな要因となっている。だが、その兵庫県でも、直近5年間のベトナム籍の増加率は2.8倍に達し、ネパールも2.4倍に急増している。

表 1	丘库旧	クロ谷	ᆔᆉᄶᄱ	国工	、数の推移
বছ ।	共熚乐	の国精	別仕笛グ	ᄾᅂ의	、奴の仕て

	総数	韓国(・朝鮮)	中国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール
2012	97, 164	49, 167	24, 340	4, 709	3, 494	2, 706	566
2013	96, 541	48, 157	23, 712	5, 209	3, 531	2, 504	690
2014	96, 530	46, 680	23, 151	6, 580	3, 645	2, 306	825
2015	98, 625	42, 148	22, 519	9, 029	3, 925	2, 280	1,029
2016	101, 562	41, 200	22, 727	11, 583	4, 113	2, 374	1, 279
2017	103, 505	40, 775	22, 844	13, 230	4, 229	2, 517	1, 374

*各年末の確定値。ただし、2017年は6月末時点。2012年~2014年は韓国・朝鮮籍。2015年以降は朝 鮮籍を含まない。第6位アメリカ、第7位インドは省略し、増加の著しいネパールを記載。

出所:法務省「在留外国人統計」より筆者作成。

また、アジアからのニューカマーが増加しているのに対し、韓国・朝鮮籍、ブラジル、ペルー等の南米籍や中国籍は減少もしくは停滞傾向が見られる(表 1)。

②地域の支援団体による取り組み

兵庫県では阪神・淡路大震災をひとつの契機として各地に外国人県民のための日本語教室が立ち上げられ、その後も水害や東日本大震災などの節目を経て、現在は全市町に日本語教室が開設されている。日本語教室はセーフティネットの一つの形として捉えられるが、地域の住民として共に暮らすという文脈において、日本語教室の開催をその入り口としながらもさらに進んだ総合的な支援を行うNPOも増えている。筆者は兵庫県内で外国人支援を行っているNPOの代表者・担当者4名に自由記述のアンケートへの回答を依頼し、聞き取り調査を行った(2017年12月~2018年1月、以下、NPO調査)。調査の中で、受け入れ側の日本人住民の意識について尋ねたところ、「地域の一員として共に暮らしていける社会を作るために必要なこと」として、「知る」がキーワードとして挙がった。この「知る」という言葉にもいくつかの段階がある。存在を知らないところから存在に気づく「知る」へ、存在自体は知っていても見て見ぬふりをしていたところから互いを見える存在として認識する「知る」へ、もっと深く互いを「知る」へ、いずれもまずは関心を持ち、その関心が深まるにつれ深まる「知」である。

地域の支援者は外国人と接する機会が多く、周りには、少なくとも外国人の存在を認知し、 外国人の人権を尊重することの重要性を大なり小なり理解してくれる人々が集まっている。 意見を異にする人々の存在を知ってはいても、身近な存在として感じられないこともある。 しかし、普段あまり接する機会のない地域住民と接した際に、地域には「外国人は住んでいない」とか「IS を育てるのか」といった思いがけない言葉を投げかけられたことで現実を見つめ直し、活動の方向性を再確認したこともあるという。まずは存在を知ってもらい、身近な存在であることに気づいてもらうために、興味を持ってはもらえないまでも「人目につく」 場で活動を行うことを意識しているという。

また他の支援団体では、まずは支援者が地域住民との距離を縮める努力から始め、関わりを拒絶していた地域住民と外国人住民が「共に学ぶ」ことを目的とした交流型イベントを継続的に実施することで「顔の見える関係」を作り上げていった。そして、「顔の見える関係」が築かれる中で、外国人住民についてのより深い「学び」を求める声も上がったという。「顔の見える関係」になるということは、互いに「日本人」であるとか「外国人」であるといった属性の違いを超え「近所の〇〇さん」として接することであり、支援者と被支援者という関係を取り払って支え合って暮らしていく「近所同士」の関係になるということである。外国人自ら積極的に地域の活動に参加し、できることを互いに提供し合うようになれば、地域もまた活力を増す。

兵庫県は、外国人が多数暮らす集住地域よりも外国人が散在する散住地域のほうが多い。

散住地域こそ、近所との「顔の見える関係」が築けていることが重要である。日本で生活する外国人の中には日本人との社会関係が希薄で必要な援助や情報が得られないなど、「有用で信頼のおけるコミュニティといった社会関係資本」が不足している場合が少なくない(酒井2017a)。定住化が進む集住地域においては「エスニック・コミュニティ」にも情報資源が蓄積され、「外国人をめぐる諸機能が集中していく」現象(山野上2015)も報告されているが、散住地域では日本人との社会関係がなければ必要な情報が得られず孤立する恐れがさらに高い。散住地域のNPOは、各地域の支援教室・支援団体が点として存在するのではなく、線として繋がり、面として機能するように情報を共有し、ネットワークを強化することによって、支援の輪を隅々にまで広げていこうとしている。

第2節 差別や偏見に対する取り組み

次に、それぞれの「位相」における外国人に対する差別や偏見を解消するための制度や取り組みについて見ていく。

1. 法律や条例の整備

国は、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」を施行した。外国人に対する差別を抑止、取り締まる法律の整備に向け、最初の一歩を踏み出したともいえる。だが、法務省が2016年に実施した「外国人住民調査」によると、「外国人であることを理由に入居を断られた」経験のある人が39.3%、「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」経験のある人が41.2%、「『外国人お断り』と書かれた物件を見たので、諦めた」経験のある人が26.8%など、入居差別を経験した人は少なくなく、また、25.0%が「外国人であることを理由に就職を断られた」という就職差別の経験があるとの調査結果(公益財団法人人権教育啓発推進センター2017)が出ている。それにもかかわらず、こうした差別を取り締まる法律はない。

地方自治体レベルでも、2016年に大阪市で全国初の「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が施行され、他 3 市でヘイトスピーチ対策の条例が検討されているに留まる。全体的な差別解消に向けた制度的な動きはさらに鈍い 5 。ヘイトスピーチのみならず、全体的な人権侵害をなくすための法整備が望まれる。

2. 地域における取り組み

一方、法律で規制することは大事だが、それだけでは差別をなくすことはできない。前掲の「外国人住民調査」によれば、外国人が、差別や偏見をなくすために行政が行うべき取り

組みとして最も多く挙げたのが、「違いを認めて互いを尊重することの啓発」、次いで「交流の機会を増やすこと」であった。先述の通り、支援者が「知る」をキーワードとして挙げ、「顔の見える関係」を作る取り組みを重視しているように、外国人自身も、法的な措置以前にまずは互いに知り合い、理解し合うことの大切さを肌身で感じていることが窺える。

日本人の人間関係や言語行動を説明する際に「ウチとソト」という概念が使われることがあるが、日本社会には仲間内の暗黙の了解や既存の秩序が乱されることへの懸念が強いと言われる。日本人は観光客には親切だが、生活者として仲間に入れてはくれないという声は、筆者自身、子育てをする外国ルーツの母親からも、留学生からも、中国帰国者からも何度も聞いている。

外国人居住者の増加に伴って日本人との間に緊張関係が生じた例は各地で報告されている。 池上・福岡(2004)が集住地域に外国人が急増した当時、緊張関係が生じた公営団地で行っ た調査によれば、外国人居住者が積極的な交流を希望しているのに対し、日本人居住者は交 流に消極的で、日本人同士の関わりも希薄であることが示されている。日本社会のウチ向き な傾向は外国人に対してに限ったことではないのかもしれない。また、外国人が団地内の問 題を日本人も含めた住民全体の課題として捉えているのに対し、日本人は外国人による問題 として捉え、外国人だから問題を起こす、という一律的な思考に陥っている。

日系南米人の東海地方への集住が進み、軋轢が生じていた当時、地域のNPOが公営住宅への外国人入居者向けに、母語とイラストでわかりやすく、日本人が暗黙の了解として持っている「常識」を解説する生活ガイダンスを行っていたことがある。「子どもが昼寝をしている時に大音量のテレビの音が聞こえてきたら、どうですか。皆さんも仕事で疲れてゆっくり休みたい時はありませんか。」と自らを振り返る機会を与え、違法駐車をすると「道がふさがって救急車や消防車が通れなくなると地震や火事の時に大変ですから、決められた場所に車を置いてくださいね」というようにきちんと理由を添えて呼びかけをすることによって理解を促した結果、軋轢が解消されたという。「外国人だから」と決めつけて耳をふさぐのではなく、自分が当たり前の常識だと思っていることが、実は当たり前ではないかもしれない。ということに気づき、理解し合う努力をする。日本人住民にとっての「暗黙の了解」を可視化し、外国人にもわかりやすくして共有する知恵を絞ること、誰もが気持ちよく暮らせる地域にするためにどうしたらいいかと建設的に考え、協力し合うことによって、「地域の再生」(前掲論文)につながる可能性がある。

この考え方は、外国につながる子ども「に対する学習支援にも通ずる。外国につながる子どもが理解できるような指導・支援のあり方は、支援を必要とする日本人の子どもの理解にもつながり、子ども全体の理解を高める効果がある(酒井 2017a)。外国人の存在をマイナスではなくプラスに捉えて共生のための知恵を絞ることが、子ども全体の理解にも役立ち、地域の活性化にもつながるのである。

第2章 労働者としての外国人

在留外国人数が過去最多を記録し、永住者が増加を続ける一方、留学や技能実習の在留数も2桁の伸びを示している。例え数年間であっても地域で暮らしている以上、彼らも同様に地域で共に暮らす「生活者」として無視できない存在である。わずか1年の間にも留学や技能実習の割合の多いベトナムは3割以上、ネパールは2割以上増えている(法務省 2017)。

こうした流れの中で、2016 年 10 月末現在、厚生労働省に届け出のあった外国人労働者数は 108 万人を超え、過去最高を更新している(厚生労働省 2017)。

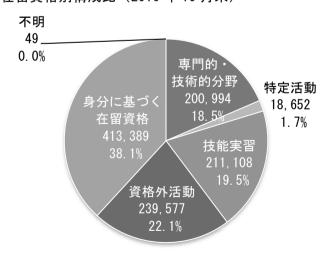
本章では、労働者としての外国人の現状を考察し、労働者でありながらも日本の地域社会で暮らす生活者としての側面に焦点を当てて論じる。

第1節 急増する技能実習生と留学生

過去最高を更新した外国人労働者の内訳を見てみると、前年同期と比べ、「技能実習」と「資格外活動(留学)」とが共に25%以上増加し、それぞれ全体の20%前後を占めている。一方、在留資格を持ち、就労に制限のない「身分に基づく在留資格」⁸ も12.6%増加して、最多の38.1%を占めている。「専門的・技術的分野」⁹の労働者も20.1%増加して18.5%となっている(図2)。

いかなる在留資格に基づいて就労しているかは国籍による違いが顕著で、ブラジルやペルー、フィリピンは「身分に基づく在留資格」が大半を占める一方、ベトナムは「技能実習」が42.3%、「資格外活動(留学)」が43.4%で合わせると85.7%、ネパールは「資格外活動(留学)」が61.2%となっている(表2)。この外国人労働者数の届出時期に最も近い2016年12月末現

図2 外国人労働者の在留資格別構成比(2016年10月末)



*円グラフの項目の順番は表2に基づく

出所:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」より筆者作成。

在の在留外国人数を見ても、「技能実習」と「留学」がベトナム人全在留者に占める割合が 75.3 %であることから、在留者数の増加の著しいベトナム人の多くが「技能実習」か「留学」の資格で来日し、就労していることが明らかである ¹⁰。

表 2 国籍別·在留資格別外国人労働者数(2016年10月末)

成28年10月末現在													単位
	①専門的・技術		勺分野の在留資格			④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					
	総数	ā†	うち技術・人文知 識・国際業務	②特定活動	③技能実習	ä+	うち留学	ät	うち永住者	うち日本人の配 偶者等	うち永住者の配 偶者等	うち定住者	⑥不明
全国籍計	1, 083, 76	200, 994	148, 538	18, 652	211, 108	239, 577	209, 657	413, 389	236, 794	79, 115	10, 441	87, 039	
	.,	(18.5%	(13.7%)	(1.7%)	(19.5%)	(22.1%)	(19.3%)	(38. 1%)	(21.8%)	(7.3%)	(1.0%)	(8.0%)	(0
中国	344, 65	84, 229	70, 269	3, 469	84, 373	85, 275	71,638	87, 306	57, 386	16, 983	4,048	8, 889	
(香港等を含む)	【31.89	24.4%	(20.4%)	(1.0%)	(24.5%)	(24. 7%)	(20.8%)	(25. 3%)	(16.7%)	(4.9%)	(1.2%)	(2.6%)	(
***	48, 12	20, 937	17, 862	2, 296	146	7, 150	6, 233	17, 590	11, 929	4, 392	339	930	
韓国	[4.49		(37.1%)	(4.8%)	(0.3%)	(14. 9%)	(13.0%)	(36.6%)	(24.8%)	(9.1%)	(0.7%)	(1.9%)	(
	127, 51	6, 371	4, 243	1, 592	20, 846	1, 114	724	97, 591	56, 363	15, 735	1, 981	23, 512	
フィリピン	【11. 89	(5.0%	(3.3%)	(1.2%)	(16. 3%)	(0.9%)	(0.6%)	(76.5%)	(44.2%)	(12.3%)	(1.6%)	(18.4%)	
	172. 01	12. 437	10, 638	1, 436	72, 740	76, 135	74, 521	9, 267	4, 545	1, 496	887	2, 339	
ベトナム	【15. 9t		1	(0.8%)	(42.3%)	(44. 3%)	(43.3%)	(5. 4%)	(2.6%)	· '	(0.5%)	(1.4%)	
	52, 77	4, 677	2,003	2, 454	321	42, 702	32, 302	2, 616	1, 341	639	264	372	
ネパール	[4. 9]		1	(4.7%)	(0.6%)	(80.9%)	(61.2%)	(5.0%)	(2.5%)		(0.5%)	(0.7%)	
	100 50	565	000	10	53	174	140	105 700	50.770	15 400	701	00 707	
ブラジル	106, 59		293	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0, 1%)	105, 789	52, 772 (49, 5%)	15, 499 (14, 5%)	791 (0, 7%)	36, 727	
ペルー	26, 07		(0.2%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.2%)	56 (0, 2%)	25, 867 (99. 2%)	16, 839 (64, 6%)	1, 501	(2, 6%)	6, 851 (26. 3%)	
									(04.0%)	(0.0/4)		(20. 3/6)	
7/8+オーストラリア +ニュージーランド	67, 35		21,000	1, 426	(0.0%)	1, 862	1,379	24, 557	12, 644	11, 113	186	(0, 9%)	
	[6. 2]	1 (56.6%	(31.2%)	(2.1%)	(0.0%)	(2.8%)	(2.0%)	(30. 0%)	(18.8%)	(10.0%)	(0.3%)	(0.9%)	
うちアメリカ	28, 97		8, 193	90	6	559	377	10, 568	5, 652	4, 572	68	276	
	[2, 7]] (61. 2%	(28.3%)	(0.3%)	(0.0%)	(1.9%)	(1.3%)	(36.5%)	(19.5%)	(15.8%)	(0.2%)	(1.0%)	
うちイギリス	10, 85	6, 461	3, 701	205	0	167	127	4, 026	2, 141	1,800	18	67	
	[1.09] (59.5%	(34.1%)	(1.9%)	(0.0%)	(1.5%)	(1.2%)	(37. 1%)	(19.7%)	(16.6%)	(0.2%)	(0.6%)	
その他	138, 66	32, 237	22, 183	5, 955	32, 554	25, 105	22, 656	42, 806	22, 975	11, 757	1, 269	6, 805	
10	[12.89] (23. 2%	(16.0%)	(4.3%)	(23.5%)	(18.1%)	(16.3%)	(30. 9%)	(16.6%)	(8.5%)	(0.9%)	(4.9%)	(

出所:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況表一覧」

1. 地域における技能実習生の受け入れ

技能実習生として受け入れた外国人も地域で生活する以上、日本社会の一員として生活する市民、生活者である。しかし、企業にとって技能実習生は、あくまでも企業の求める労働力を提供する存在である。事実、技能実習生を雇用する事業所の 63.7%が雇用目的は人手不足を補うためと答えている (外国人集住都市会議津会議 2017)。

また、外国人を労働者として受け入れた企業が日本での生活支援の一環として日本語能力 向上のための研修を行っているかどうかを調査したデータを見ても、日本で生活を送るのに 必要な日本語を含む研修を行っているのは 17.3%にすぎず、業務に特化した日本語研修を行っている企業が 20.5%あるものの、過半数にあたる 52.8%の企業は日本語能力向上のための研 修を行っていない(外国人集住都市会議津会議 2017)。一部には、地域の支援者に日本語教 室の実施を依頼したり、地域の日本語教室に通わせるケースもあるが、過去には外部との接触を恐れて地域の日本語教室に通うことを禁止するケースについて支援者から報告を受けたこともある。先述の NPO 調査によれば、地域の支援者は、例え限られた期間であっても隣人として生活をしている以上、地域の一員として受け入れ、「互いに支え合える関係」を築きたいし、そうすることがいずれ「流動性を止めるきっかけになるかもしれない」と考えているのだが、なかなか生活者として「見える」存在にならない場合があるという。

2. 地域における留学生の受け入れ

一方、2017年5月には自民党が留学生の資格外活動の上限を週35時間に増やすことを提言(自由民主党一億総活躍推進本部2017)しており、実現の方向だという。

資格外活動の上限を週35時間に増やすのは、現状の28時間以内では、留学生が日本での生活費・学費を稼ぐのが困難であるからとされる。少子化が進む中で、留学生を受け入れたい大学や専門学校は多い。筆者自身、割のいい深夜のアルバイトを掛け持ちし、授業中は眠気と格闘しているベトナム人留学生を見ている。留学生は日本語のハンディがある分、日本人学生以上に頑張らなければ授業についていくことは難しいのだが、35時間というのはフルタイム労働とほぼ変わらない時間数であり、留学生の本来の目的である勉学や研究活動に割く時間がほとんどなくなってしまう。留学する前はこんなに大変だとは思わなかった、日本人は厳しいという声も聞く。

斡旋業者を介して留学するケースも見られるが、来日する前に、斡旋業者の仲介手数料を返済したうえで生活費・学費を稼ぎながら学ぶ大変さや就労の上限等についての情報がしっかり伝わっているかどうかは疑わしい。留学生を支援している日本学生支援機構のホームページには、「日本留学斡旋業者に関する注意」を呼びかけるページが作られており、一部の留学斡旋業者のウェブサイトに記載されている「勉強しながらでも、アルバイトで1ヶ月30万円稼げる。」「1時間に3,000円の時給がもらえる。」「留学中は、アルバイトで得た給与で、学費と生活をカバーでき、国に仕送りができる。」といった誤った情報に注意を喚起している。先述のNPO調査の中でも、多額の借金を抱えた学生の状況や教育としての質の確保を考えず、あくまでもビジネスとして日本語学校の新設を目指す経営者の存在が指摘されていた。ベトナム人留学生の話として、友達を紹介すれば仲介業者からベトナムの一か月分の月収に相当する紹介手数料がもらえるため、その手数料が欲しくて友達を次々に誘って留学するという流れができているという話もあった。

上述の提言の中には「留学期間の就労も積極的に労働力として活用することで、労働力不足を補う」という文言がある。すなわち、就労時間の上限を引き上げることは現状の追認であり、留学生を不足する労働力を補う存在として見ていると言わざるを得ない。その結果、「留学生30万人計画」を達成したとしても、多くの留学生はせっかく日本に留学しても十分

な日本語力や専門的な知識を身につけることなく生活に追われ、日本語の不十分さゆえに日

本での就職も難しく、形ばかりの学位を取得して、あるいは学位を取得することもできずに 帰国することになりかねない。高度人材の受け入れの推進を図るうえで、留学生にも将来的 に日本企業に就職して能力を発揮してもらいたいというのであれば、留学生を労働力として 見るのではなく、将来の高度人材として受け入れ育て、日本に残ってもらえるような戦略が 必要であろう。

受け入れる教育機関の責任も大きい。留学生を受け入れる以上、留学生の現状を正確に把握し、サポートできる体制を整える必要がある。若者が増えることは地域の活力にもなるし、若年層の人口が減り続けている日本では、留学生が増えれば増えるほど、その存在感も増す¹¹。大学や専門学校が地域と協力してその貴重な人材を地域の活性化に生かす道筋をつけることが求められる。日本語の堪能な留学生が果たせる役割は小さくないはずである。

これまでに留学生が地域の活動に積極的に関わり成功した事例も報告されている。各地で 比較的多く行われている例としては、地域の大人や子どもとの交流や体験学習等を通じて異 文化を知る機会を提供したり、国際社会への関心を喚起する機会を作ることである。また、 さらに持続的な地域貢献活動として、留学生グループの参加を機に、少子高齢化で消滅しか けていた伝統行事を継承する取り組みが始まったり、外来者としての新鮮な視点を生かした 留学生の企画提案を採用した観光商品の開発が行われたりした例もあるという(高坂 2015)。

留学生や技能実習生は10代、20代の若者がほとんどである。一層の少子化の進む日本では貴重な活力となる。そういう若者を単に労働力として酷使するのではなく、地域の一員として共に生活することで地域の活性化を図ることは、地域社会にとってもプラスの働きがあると考えられる。

第2節 永住化が進む労働者としての外国人

「技能実習」や「留学」資格による就労の増加の一方で、先述のとおり、「身分に基づく在留資格」が 12.6%増加して、最多の 38.1%を占めていることも注目に値する。特に、ブラジル、ペルーは 99.2%、フィリピンは 76.5%が「身分に基づく在留資格」で就労している。しかもこれら 3 つの国の日系在留者のおよそ半数が日系 3 世等に認められる「定住者」資格 12 ではなく「永住者」資格で就労している 13 (図 2、表 2 を参照)。

欧米で従来見られた移民パターンは、男性が単身先行移住するターゲット・アーナーと言われるものに女性・子どもが続き、再統合されるというものである。日系南米人も当初「デカセギ」として来日し、いずれは帰国するものと見られていたし、本人たちもそう答えることが多かった。しかし、現実的には、日系南米人の場合、結婚後夫婦ともに日本で就労し出稼ぎ収入の最大化を図るという移動パターンが多く見られ、これをヤマグチ(2010)は「家族ターゲット・アーナー」という概念で表している。さらに、ヤマグチ(2014)は、ブラジル人が帰国を志向し続けるがゆえに、親族への送金が止められず、子どもを高額のブラジル人学校へ通わせたりする結果、客観的に見ると支出が増大して帰国準備ができずに滞在が長

期化して日本に拠点が移行していくというパラドクスを明らかにしている。宮島 (2013) は、日本に永住する流れの中でも、ターゲット・アーナーとして来日しているため長時間就労して稼得を増やし、消費生活では倹約に努めて貯蓄または送金に充てようとする「出稼ぎ型のライフスタイル」¹⁴ を維持する場合が多いと指摘する。受け入れ側の日本企業もそうした働き方を求めている。

すなわち、「身分に基づく在留資格」で働く外国人の雇用形態が技能実習生や留学生に比べ格段に恵まれているかというと、必ずしもそうではない。「身分に基づく在留資格」者の多い日系南米人が多く暮らす外国人集住都市会議会員 26 市町 (2014.4.1. 時点) での調査によると、「日本で働いている正社員が労働者全体の約 60%を占めている」のに対し、「外国人住民のうち、『契約期間に定めのないフルタイムの雇用で働いている人』は 18.3%、『契約期間が1年以上のフルタイムの雇用で働いている人』は 13.5%、『契約期間が1カ月以上1年未満のフルタイムの雇用で働いている人』は 12.7%」であり、「外国人住民の雇用状況」は「不安定な非正規雇用」(外国人集住都市会議 2014)であることが明らかになっている(酒井 2017a)。

第3章 永住化と外国につながる子どもたち

これまで論じてきたように、日本に在留する外国人は永住化が進んでいる。その結果、途中で呼び寄せられたり、日本で産まれる子どもも増えている。本章では、そうした外国につながる子どもたちの現状を地域との関連において考察する。

第1節 外国につながる子どもたちの現状

前章でみたように、日本に永住して就労する外国人の雇用形態や労働収入は、決して恵まれているとは言い難い。

そうした労働者を親に持つ外国につながる子どもたちの生活環境について宮島(2013)は、「外国人人口の8割近くを占めるニューカマー」が三重の「剥奪的位置に置かれている者が多いことは疑いえない」とし、井口(2016)も外国につながる子どもたちが、非正規雇用という不安定な労働形態に置かれている「親と同様のキャリアと低所得階層を形成するリスク」を指摘している。

外国につながる子どもの生活環境を、「経済資本」「人的資本」「社会関係資本」という貧困 状況を示す三つの指標 ¹⁵ を用いて考察すると、外国につながる子どもの親は、日本人に比べ て学歴が低く、職業的にも所得の低いブルーカラーの割合が高く、雇用の不安定な者が多い。 所得も十分とは言い難く、生活保護世帯に育つ子どもも少なくない。子ども自身の学歴も日 本人より低い者が多く、非行への繋がりも示唆される。日本人との社会関係も希薄で、必要 な援助や情報が得られない可能性もある。すなわち、外国につながる子どもは、経済的に貧 困層に属する率が高く、人的資本、社会関係資本も不十分な環境にある可能性が高いと考えられる。さらにこのような生活環境の不利を克服できる要素にも乏しい(酒井 2017a)。

このように、外国につながる子どもは、親(特に母親)が日本語を母語とせず、日本文化と異なる環境で育つために生じる言語・学習上のビハインドに加え、日本人の子どもにも共通する生活環境のしんどさに起因する生活面、学習面の課題を抱えている場合が少なくない。加えて、外見や名前の違い、言葉の拙さや行動の遅れから、周囲に色眼鏡で見られたり、いじめられたりすることも非常に多く、アイデンティティの揺れにも葛藤する子どもが多い(前掲論文)。

第2節 日本生まれや幼少期来日の子どもたち

日本に一時的に滞在するのではなく、永住者として暮らす外国人が増えているということは、日本人や同胞らと結婚して家庭を持ち、子どもを産み育てる外国人も増えると考えられる。実際に、2016年に日本国内で生まれた新生児のうち、両親または両親のいずれかが外国人である子どもは3.7%(厚生労働省「平成28年人口動態調査」より算出)で、27人に1人に達している。単純に考えると、今後、クラスに1人以上は日本で生まれた外国ルーツの子どもが在籍することになる。幼少期来日の子どもを含めれば、外国につながる子どもの中でも物心つく前から日本で育つ子どもは多数を占めるようになっている。

こうした子どもたちが日本でどのように成長し、どのような生活を形成していくかは日本の将来にとって看過できない課題である。上述のとおり、外国につながる子どもは、経済資本、人的資本、社会関係資本ともに不十分な環境にある可能性が高く、社会経済的背景の不利を克服できる要素にも乏しく、人間関係の困難にも悩むことが多い。加えて日本生まれや幼少期来日の子どもは、日本人の子どもより言語・学習能力が弱く、学齢期半ば以降に来日した子どもよりも言語・学習上の課題が大きい可能性が高い(酒井 2017a)。

日本では家族が「教育する家族」であることを期待され(額賀 2014)、家庭と学校がそれぞれ子どもの教育に役割を負い、必要に応じて連携することが標準的なあり方とされてきた。だが、母語や母文化が日本とは異なり、過酷な労働環境にある外国人の家庭では、家庭が生活習慣を身につけたり、言語能力を習得したり、学習能力を育てる場として機能していない場合が少なくない 16。そこで、家庭の代わりに地域の支援者や近所の住民が声をかけ、地域や支援教室が子どもの居場所となって子どもの生活や精神面を支え、支援教室が学習する場となることが必要となる。ほとんどの子どもは日中の多くの時間を学校で過ごし、家庭に帰る。しかし、同時に学校も家庭も地域の中に存在し、子どもは地域で育つ存在でもある。子どもの生活の場全体を考えれば、学校、家庭、地域が一つに繋がって初めて、子どもの生活全体が保障されるのである。すなわち、地域の支援教室や支援者は、家庭に代わって「家庭学習や進路相談、生活設計などの場」を提供し、「従来、家庭と学校がそれぞれ役割を担い、必要に応じてつながることでうまくいっていた子どもの学習面、生活面を、家庭と学校の間

に入って補い、つなぐことで」「子どもの生活全体を保障」している「疑似家庭」ともいえる存在である(酒井 2014、2017a)。

地域で子どもの育ちを支えるためには、第1に地域の住民(支援者)が常日頃から親や子どもに声をかけることのできる「顔の見える関係」にあること、第2に学校とも連携して効果的な学習支援や生活支援が行えること、第3に地域の教室や行事を通じて子どもの居場所を提供し、親子で参加できる行事等を通じて親子の社会を広げることも重要である。

第3節 子どもの人権意識の醸成

子どもの教育という文脈で重要なのは、外国人の子どもに対する教育だけではない。日本人も外国人も共に地域の一員として暮らすことが当たり前の世の中を作るためには、次世代の子どもたちの意識を変えることが大きな意味を持つ。地域や学校で、日本人も外国につながる子どもも共に過ごし、身近に暮らす外国人や異なる文化に触れ合う経験を日常的に持つことで存在が当たり前だと思えるようになれば、差別や偏見は自然となくしていくことができるはずである。

ヘイトスピーチのように声が大きく、刺激的な言葉は時に心の隙間に入り込む。大人はもちろん、子どものうちに、大きな声で叫ばれても動じない確固たる人権感覚と正しい判断能力を養う必要がある。外国人の人権に対してのみならず、総合的で絶対的な人権意識を一人一人身につけることが誰にとっても住みよい社会づくりにつながると考えられる。

第4章 地域への外国人の受け入れの「流動性」

政策や経済状況に左右される「流動性」が外国人の受け入れにはつきものである。リーマンショックで経験した突然の帰国や転居、ベトナム人技能実習生や留学生の急増など、国に受け入れ後の明確なビジョンがない中で、受け入れる地域や支援者は、その度に対応に苦慮してきた。

2017年にも新たな在留資格に基づく受け入れが始まった。すなわち、今後ますます高齢化が進む日本において喫緊の課題である介護人材の確保のために2016年「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(入管法)が改正され、2017年9月1日、「介護」の在留資格が創設されたのである。在留資格の創設である以上、介護福祉士を目指して来日する外国人は、当初は留学生として地域に加わるが、卒業後は労働者となり、将来的には配偶者や子どもを呼び寄せ、永住する可能性もある。本章では、外国人の動向の「流動性」の観点から、地域での受け入れについて考察する。

筆者の NPO 調査の対象のひとつに兵庫県の A 市で活動する NPO がある。A 市には、介護の 在留資格が新設されたことを踏まえて、同年、ベトナムから留学生を受け入れる介護福祉士 養成施設が全国で初の試みとして開校した。今後、この養成施設では定員80名の大半をベトナムから留学生として呼ぶ予定であるという。市内の在留外国人の総数が600名に満たない地域で一気に80名ものベトナム人を受け入れる可能性が出てきたということである。彼らは留学中は系列施設で介護職のアルバイトをしながら勉強し、卒業後も5年間の実務経験を積んで介護福祉士の資格を取得することが計画されている。

同地域の在留外国人の動向を見ると、ここ5年の間にベトナム人が約2倍に増えている(表3、図3参照)。しかし、これまでのベトナム人の多くが技能実習生として滞在し、数年で帰国するのに対して、この養成施設への留学生は、当初から長期的な、しかも流動的な生活スタイルが想定される。日本に外国人を受け入れる以上、外国人自身のライフストーリーをも視野に入れた長期的なビジョンが必要であることがよくわかる。

そういう意味では、この「介護」の在留資格の創設は、意図するとしないとに関わらず、 在留外国人にも高齢化が進む中で、今後必要性が増すであろう母語による介護を担う人材の 確保にもつながる可能性がある¹⁷。

A 市においては、急増しているベトナム人に比べるとブラジル人の数は比較的一定している (表 3、図 3 参照)。しかし、数としてはあまり大きな変動が見られないものの、その内実の変化はめまぐるしい。彼らは 1990 年代中頃から、地域にある工場に出稼ぎにやってきて工場の敷地内の寮に住むようになった人々である。当初は地域とは無関係に暮らしていたが、一部で永住化が進んで地域に出てくるようになった。子どもたちも地域の学校に通い始めたが、受け入れる地域の側にも居住するブラジル人の側にも地域の住民としての認識は希薄で、交流も少なかった。ほとんど休みもなく、日本語もわからないうえ、既述のとおり、帰国への志向が地域への定着の意識を鈍らせたものと思われる。しかし、永住化が進み世代交代が進むにつれ、成長した若者の出産ラッシュと高齢化問題が同時に起こり、同市の NPO は子どもからお年寄りまで全ての世代の支援を行わなければならない状況にある。

一方で、A 市にはブラジル人の派遣会社があり、ブラジルからの出稼ぎ家族の第一次受け入れ地域になっているため、一定数は A 市に定住せずにしばらく A 市で働いた後、国内の集住地域に転居していく。そのため、ゴミの仕分けなどの生活問題が常に繰り返され、支援者は狭いブラジル人コミュニティの中での夫婦間トラブルなどの相談にも振り回されている。

法務省は、2017 年度中に 18 歳から 30 歳の日系 4 世が就労できる新たな在留制度を導入する方針であるという。日本と海外の日系人社会の懸け橋となる人材育成を目的とするもので、安価な労働力確保の手段とならないよう、日本語能力に条件を設けたり家族の帯同を禁ずるなどの処置を講ずるとのことだが、新たな流動性をもたらす要因になる恐れは否定できない。また、今後、世代が移り変わる中で、必要な支援や施策がさらに変動することも考えられる。

このように、外国人の受け入れには「流動性」がつきものであることを念頭に置いて、支援や施策が固定化しないよう留意し、柔軟に対応できる体制をとる必要がある。例えば、少数国籍の外国人がマイノリティの中のマイノリティにならないように配慮することもそのひとつである。支援や施策の先進地域である集住地域においても地域で多数を占める国籍の外

国人に対しての支援や施策が先行し、少数国籍者に対する支援や施策が後手に回ることは起こりがちである。

「流動性」への対応は、地域や地域の支援者のみが負うべきことではない。経済状況や国の政策がもたらす「流動性」に地域や地域の支援者が振り回される現状は、日本社会にとって望ましい状況ではない。A市のNPOの担当者は「市民やNPOは絆創膏の役割しかできない」と言う。貼っても貼っても新たな傷ができ、根本的な解決に結びつけることができないという支援者のジレンマが切実に伝わってくる。外国人の受け入れが日本経済を支える切り札として行われ、地域に活力を増す存在にもなっている以上、受け入れた外国人を生活者、市民としてどのように位置づけ、支えていくのかを国が根本的な政策として打ち出すことが求められている。

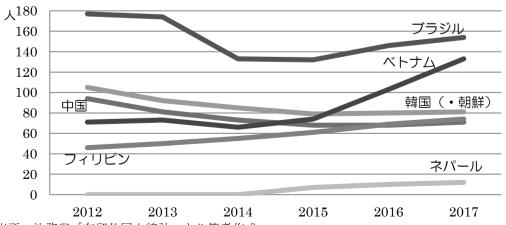
表 3 A 市の国籍別在留外国人数の推移

	総数	ブラジル	ベトナム	韓国(•朝鮮)	フィリピン	中国	ネパール
2012	558	177	71	105	46	94	_
2013	538	174	73	92	50	81	_
2014	481	133	66	85	55	73	_
2015	491	132	74	79	61	68	7
2016	541	146	103	80	69	68	10
2017	593	154	133	81	74	71	12

*各年末の確定値。ただし、2017年は6月末時点。2012年~2014年は韓国・朝鮮籍。2015年以降は朝 鮮籍を含まない。2012年~2014年のネパール人在留数は未公表のため不明。

出所:法務省「在留外国人統計」より筆者作成

図 3 A市の国籍別在留外国人数の推移



おわりに

文化や価値観の多様性を互いに認め合い尊重し合う多文化共生という理念は、総務省の定義に基づけば「国籍や民族などの異なる人々」の間に横たわる「文化的ちがい」を認め合って地域で共に生きていくことである。しかし、佐久間(2013)は、古くからの習俗や宗教と密接に結びついている日本の文化は近代国家形成以前からの多宗教、多習俗、多文化からなるとし、外国人の文化のみを「他文化(多文化)」として見るのではなく、自らの文化の、国家の領域を超えた複合的な多文化性を自覚することの重要性を説く。佐久間の述べるとおり、文化というものの性質自体が国家の枠組みを超えた広範な拡がりを持つ「複合多文化的」なものであるとするならば、文化とはまた、小さな集団であれ、人が二人、三人と集う場に生まれるものである「8。個々の家庭や学校や会社、そして地域など、国家や民族の内側にもまた多数の文化がひしめき合っている。古来の宗教や習俗からくる国家を超えた文化の共通性を知ると共に、微妙に異なる文化を個々人が複層的に持ち、互いに折り合いをつけながら暮らしていることを知るならば、隣人を「外国人」として見て、「文化的ちがい」を国籍の違いに帰結することはないはずである。日本人と外国人の別なく、「同じ地域の住民」として支え合い、暮らせる地域社会の実現こそが、外国人を、地域で共に暮らす生活者として真に受け入れることになるのである。

(注)

- 1 「永住者」(一般永住者)とは、永住資格以外の在留資格で原則として連続 10 年以上日本に在留し、納税義務を果たし、法律違反がなく、生計維持能力が見込まれるなどの要件を満たした場合に申請して取得できる在留資格の一種。高度人材の要件を満たした場合や、難民や日本人の配偶者、日系人など、より短い期間で申請できる特例もある。それに対し、「特別永住者」というのは、第 2 次世界大戦終戦以前から日本に住み、サンフランシスコ講和条約によって日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾・朝鮮半島出身者とその子孫のことを指す。
- 2 「位相」とは、言語学において性別・年齢・職業など、社会集団の違いや場面の相違に 応じて言葉の違いが現れる現象、様相を言うが、ここでは、社会の異なるフェイズ、局 面を表すものとして用いる。
- 3 ニューカマーとは、第二次世界大戦終結以前から日本に住み続けている韓国・朝鮮籍や 台湾籍のオールドカマーに対し、おおよそ 1980 年代以降に来日した外国人を指す。
- 4 1952 年から 2012 年まで、日本に在留する外国人は外国人登録法に基づき住居や身分などを市区町村に登録することが定められていた。外国人登録法は 2012 年に廃止され、現在は入国管理法に基づく在留管理に一元化され、住民基本台帳で管理されている。

- 5 人口の 16.3%を外国人住民が占める群馬県大泉町では、2017 年、「あらゆる差別の撤廃を めざす人権擁護条例」が施行された。外国人差別に特化したものではなく、「町および町 民等の責務を明らかにし性別や年齢、国籍等にかかわらず新たな人権侵害が生じること のないあらゆる差別のない社会をつくることを目的」とするとしている。
- 6 ヤマグチ(2014)はブラジル人の「自治会活動一般への消極性は、自治会という言葉からブラジルの文脈でイメージされる機能が日本と著しく異なる」ことが一因となっている可能性を示し、「週末の共同清掃作業への忌避が、彼らの長時間労働の結果であると同時に、社会的分業構造の中で清掃労働の置かれる価値づけの差に起因する」と指摘する。
- 7 本稿では、国籍に関わらず日本語を母語としない親を持ち、多様な言語・文化環境で育つ子どもに対し「外国につながる子ども」という表現を用いる。
- 8 「身分に基づく在留資格」とは、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、 「定住者」である。
- 9 「専門的・技術的分野の在留資格」とは、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」である。
- 10 「『外国人雇用状況』の届出状況」に基づく数値は、事業主から提出のあった届出件数であり、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない(厚生労働省 2017)。在留外国人数における「留学」がネパール人在留者に占める割合については 34%と第1位ではあるものの、外国人労働者数の届出状況との数値の違いが大きいため、ここでは言及しない。
- 11 NHKの調べによると、東京 23 区では、2018 年の新成人のうち 8 人に 1 人に当たる 1 万人余りが外国人であるという。
- 12 「定住者」資格とは、日系3世や外国人配偶者の連れ子等である。日系2世は「日本人の配偶者等」の資格となり、これまで日系4世は「定住者」である親の扶養を受けて生活する未成年者に限り「定住者」の在留資格が認められていた。
- 13 ベトナム人については技能実習生や留学生の増加に目を奪われがちであるが、「姫路定住促進センター」があった兵庫県では、ベトナム人の永住化も進んでいるとみられる。
- 14 宮島(2013)は、「出稼ぎ型のライフスタイル」を、「短期の期間を想定し、従事する労働はきつくても賃率のよい職に就き、できるだけ長時間就労し稼得を増やし、消費生活では倹約に努め、貯蓄または送金に充てようとするライフスタイル。母国で就いていた職よりも低熟練の職に就くことが少なくない。日系南米人ではこれは夫婦共働きで行われるケースが多い」としている。
- 15 Child Poverty Action Group(CPAG)はそのホームページで "What is poverty?" として「貧困者は経済的な資本 (所得と資産)」だけでなく「教育や健康といった人的資本」、「有用で信頼のおけるコミュニティといった社会関係資本」も欠如するとしている。

- 16 日本人の家庭でも社会経済的背景が低い場合に同様の現象が起こり得るが、外国人家庭で親(特に母親)が日本語を母語としない場合は、学習能力の基盤となる言語能力の発達への影響が大きい。
- 17 A市においても外国人住民の高齢化が問題となりつつある。厳しい労働環境で働いているため故障も多く、医療の問題も深刻である。神戸市ではすでにNPOによって韓国・朝鮮語・ベトナム語・中国語・英語に対応する介護サービスがスタートしている。
- 18 本稿では文化を、ある社会や集団の構成員が共有している行動様式や生活様式として捉え、小規模で個別の文化単位をも意味するものとする。

引用文献

Child Poverty Action Group (CPAG). 2000, What is poverty?

http://www.cpag.org.uk/content/what-is-poverty

外国人労働者問題関係省庁連絡会議 2006 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応 策」http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/index.html

外国人集住都市会議 2004 「豊田宣言」http://www.shujutoshi.jp/siryo/index.htm

外国人集住都市会議 2014 「外国人住民とともに構築する地域コミュニティ〜地域における雇用の安定と日本語の習得について〜 (三重・滋賀・岡山ブロック資料)」『外国人集住都市会議 東京 2014 報告書』:1-15

外国人集住都市会議 2017 「外国人集住都市会議津会議 2017 資料」

http://www.shujutoshi.jp/2017/siryo01.pdf

法務省 2017 「在留外国人統計」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei ichiran touroku.html

兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会 2014 「人権に関する県民意識調査 調査結果報告書」 井口泰 2016 「グローバルなリスクの拡大と外国人の人権―難民増大と向き合う日本とア ジア―」『研究紀要第一七輯』公益財団法人兵庫県人権啓発協会:67-96

池上重弘・福岡欣治 2004 「外国人居住者は地域コミュニティの担い手となり得るか?― 焼津市T団地での調査から―」『静岡文化芸術大学研究紀要』5 静岡文化芸術大学: 1-12 自由民主党一億総活躍推進本部 2017 「一億総活躍社会の構築に向けた提言」

https://www.jimin.jp/news/policy/134900.html

公益財団法人人権教育啓発推進センター 2017 「外国人住民調査報告書」

http://www.moj.go.jp/content/001226182.pdf

公益財団法人日本国際交流センター(JCIE) 2015 「『多文化共生と外国人受け入れ』に関するアンケート 2015 報告書」

高坂晶子 2015 「外国人留学生の地域への定着に向けて―就職支援を中心に―」『JRI レビュー』10-29 日本総合研究所

厚生労働省 2014 「平成 28 年人口動態調査」http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html 厚生労働省 2017 「『外国人雇用状況』の届出状況」

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148933.html

- 宮島喬 2013 「外国人の子どもにみる三重の剥奪状態」『大原社会問題研究所雑誌』657 法 政大学大原社会問題研究所: 3-18
- 額賀美紗子 2014 「フィリピン系ニューカマー生徒の学業達成に関する一考察:トランス ナショナルな家族ケアの影響に注目して」『和光大学現代人間学部紀要』7 和光大学:77-97
- 酒井滋子 2014 「地域社会の『共生』の実現に向けて―外国につながる子どもたちを支える地域社会とは―」『21世紀ひょうご』16(公財)ひょうご震災記念 21世紀研究機構:40-53
- 酒井滋子 2017a 「外国につながる子どもへの学習支援において必要な視点とは」大阪府立大学人間社会学研究科社会福祉学専攻修士論文
- 酒井滋子 2017b 「生命の尊厳を基盤とした人権教育の充実―多様な言語・文化的背景を持つ全ての子どもが自分らしく成長できる教育を目指して―」『兵庫教育』801 兵庫県教育委員会:6-9
- 佐久間孝正 2011 「第1章 地域社会の『多文化』化と外国人の子どもたち」『外国人の子どもの教育問題』勁草書房:3-31
- 佐久間孝正 2013 「多文化共生という名のアポリア」『専修人間科学論集 社会学篇』3-2 専修大学人間科学部社会学科:35-44
- 総務省 2006 「多文化共生の推進に関する研究会報告書〜地域における多文化共生の推進に向けて〜」http://www.soumu.go.jp/menu seisaku/chiho/02gyosei05 03000060.html
- 田村太郎 2012 「多文化共生社会の実現」『21 世紀ひょうご』13(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構:24-32
- ヤマグチ アナ エリーザ 2010 「在日ブラジル人家族の移動形態類型についての考察— 分散型居住地と集住型居住地の比較研究」『Encontros Lusófonos』12 上智大学イベロアメリカ研究所:37-60
- ヤマグチ アナ エリーザ 2014 「在日ブラジル人家族の移動形態および移住コミュニティが家族構成変容に与える影響についての考察―分散型居住地と集住型居住地の比較研究」 一橋大学博士論文
- 山野上麻衣 2015 「ニューカマー外国人の子どもたちをめぐる環境の変遷―経済危機後の変動期に焦点化して」『多言語多文化:実践と研究』7東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター:116-141
- 依光正哲 2002「日本における外国人労働者問題の歴史的推移と今後の課題」『Discussion Paper』52 一橋大学経済学研究所